

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第69号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） おはようございます。

説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） はい。資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは議案第69号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第3号）ご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、まず第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,780万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,776万5,000円とする内容でございます。

第2条といたしまして地方債の補正。第2表でお願いをしております。

一枚おめくりをいただきたいと思います。ページ1ページ、第1表の歳入の表となります。

今回、町税。そして国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債での補正がございました。それ以外の款、2款から13款、16・17款等々でありますけれども、補正されなかった款項に係わる額としまして26億3,988万4,000円がございます。今回、補正額をご覧いただきましておわかりのとおり、総額で1億6,780万8,000円の追

加ということになってございます。

次のページ、2ページをご覧いただきたいと思います。歳出の第1表になります。今回は議会費から13款の予備費まで、11の款において補正をお願いをしております。今回補正されなかった款項に係わる額ということで5億9,369万6,000円ございますが、これは11の災害復旧費、12の公債費。そういった款の額でございます。ご覧をいただきましておわかりのとおり、各款においてそれぞれ所要の補正を行いまして増減がございます。後程、これについては事項別明細で申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思います。第2表の地方債補正でございます。今回、研究防災・減災事業、辺地対策事業、過疎対策事業において所要の補正をお願いをしたいものがあります。補正予算と関連した内容となっております。

5ページからが事項別明細になります。5ページは事項別明細の総括表。歳入の総括表。6ページは歳出の総括表になります。

7ページから細かな表となっておりますのでご説明を申し上げます。

まず歳入の款の1、町税であります。固定資産税、そして次の軽自動車税につきましては、令和2年度の当初賦課確定によりましての補正をお願いするというものでございます。

14の国庫支出金であります。まずは民生費の国庫負担金であります。これは低所得者の保険料軽減。介護保険の分でございます。昨日、条例を議決いただいた部分の歳入でございます。その下、国庫補助金であります。総務費の国庫補助金5,553万8,000円とございます。これが地方創生臨時交付金というふうに記載ございます。新型コロナウイルス関連の対応のための臨時交付金となっております。これはですね、4月に国で成立した補正予算分で、第一次分でございます。報道によりますと、本日、二次補正が成立しそうですので、それは後の歳入の補正ということになります。その下、保健体育費の補助金。学校臨時休業対策費補助金。これも新型コロナウイルス関連の補助金でございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。県支出金であります。保険基盤安定負担金の減額。これは所要のルールに則った補正であります。その下、低所得者の保険料軽減の分があります。これが介護保険。先ほど国で申し上げましたが、昨日、議決いただいた県の方でございます。

次が18款の繰入金。基金繰入金、財政調整基金から、今回、新型コロナウイルス関連の歳出予算平成のために6,276万6,000円繰入を想定してございます。

19は繰越金であります。前年度で繰越金、行政諸報告で報告差し上げましたとおり確定をしまして、今回2,631万6,000円予算化をさせていただいております。

続きまして、諸収入、雑入となっております。学校臨時休業対策費の補助金。これにつきましては雑入としてコロナウイルス関連の補助金お受けをするというものであります。民間団体からのものがございます。

町債であります。農林水産業債、消防債。それぞれにおきまして、過疎、辺地、緊急防災・減災事業債。こういった所要の補正をさせていただきたいという内容でございます。

以上が歳入でございます。

歳出になります。今回の3号補正でありますけれども、一つは4月の定期人事異動に伴います所要の補正。これは各款においてお願いをしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

そのほか大きなものとしたしましては、先ほどの国の補助金あるいは財政調整基金で申し上げました新型コロナウイルス関連の対策が主でありますので、これもお含みおきをいただきたいと思っております。

内容の説明を申し上げます。

議会費であります。今回は報酬から旅費まで、定期人事異動等に伴います所要の補正をお願いをしております。

次、総務費であります。一般管理費であります。これにつきましても給料、職員手当、共済費まで、そういった異動に伴いますものがございます。その下、備品購入費であります。これにつきましては今ほどお配りをいたしました資料の、ちょっと細かい字で申し訳ありません。A4縦型であります。頭に令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画一次分とあります表でございます。これが先ほど申し上げました新型コロナウイルスに関連しましての国の地方創生臨時交付金事業の一次分、町の概要になってございます。今回、ここの17の備品費、管理用備品で273万8,000円お願いをしておりますのは、番号でいいますと1番になります。一番上になりますけれども、公共的空間安全安心確保事業ということでありまして、庁内、各庁舎の受付窓口、ここの庁舎におきましては入り口でありますけれども、そのほか診療所、各振興センターなど、町民が集まりやすい施設において、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために必要な機器整備を行うということでありまして、具体的には今回、備品購入費としまして新型コロナウイルス関連の事務的な備

品、書類保管庫ロッカーであります。そのほか封函機ということで、皆様方に発送する郵便物、非常に増えたということで、封函をする機械。これの購入。一番大きなものがその下のスリッパ殺菌ロッカーであります。除菌等々の対策のために、各施設においてこういったロッカー。除菌をするということで活用したい。6台分を想定しております。それが備品購入費であります。その下の事務用備品で減額の80万がございます。これにつきましては実はそれ以前の補正でお願いをいたしました定額給付金に関しまして、事務等々、備品想定したわけでありましたが、交付対象外ということで残念ながら今回、その分は減額をさせていただいたという内容でございます。

続きまして、目の2、会計管理費になります。今回、指定金融機関の委託料ということで20万の増額をお願いしてございます。当初の試算、(聴き取り不能)のものでありまして、申し訳ありませんでした。よろしくをお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 地域創生課長。

○地域創生課長(星 一君) 6目の企画費になります。補正額1,187万5,000円をお願いしてございます。1の報酬から4の共済費まで、こちらにつきましては職員及び会計年度任用職員に係る人事異動並びに採用実態に合わせた予算補正ということになります。この中に、地域おこし協力隊1名分の新規募集ということで加えさせていただいております。地域資源等活用協力隊ということで、こちらにつきましてはブナセンター館長などとも協議をしたうえで、そういった資源活用の協力隊の募集をしてみようというようなことで今回お願いをするものでございます。よろしくお願いたします。12ページにまいりまして、7目の報償費、また8の旅費でございます。減額分、それぞれ10万と5万円、減額ございませけれども、こちらについては事業内容の精査によって観光費への金額の移動ということで減額になってございます。13の使用料及び賃借料でございます。借上住宅の賃借料ということで、こちらにつきましては新たに地域おこし協力隊が採用になった場合の借上住宅の賃借というようなことでございます。18負担金、補助及び交付金でございます。一つ目として、広域市町村圏組合の議会総務費負担金ございませけれども、こちらにつきましては広域圏消防庁舎、旧消防庁舎の解体工事費の増額に伴います事務局機能分の負担割合ということで20万5,000円ということになります。実態の消防関係については消防費のほうに予算立てされておりますのでお含みおきいただければと思います。補助金、若者定住支援事業補助金として300万円をお願いしてございます。こちらにつきましては冒頭、資料として

お配りさせていただいた3番目、3枚目のものが事業の概要ということになります。こちらにつきましては一般質問等でもご説明はさせていただいたところでありますけれども、新型コロナウイルス感染症に伴います過密への不安や疑問など、若年層の価値観の変更による地方への移住の関心が高まっているというようなことで、そういった機会を捉えて移住に伴う新生活への経済的支援を強力に推進をしてU・Iターンを促進しようというようなことで創設をしたいというものでございます。制定理由、目的についてはそういったことでありまして、さらに対象者としましてはU・Iターンし、定住する35歳未満の世帯、または中学生以下の子どもを扶養する世帯というようなことで考えてございます。補助対象経費としましては住居費、引っ越し費用ということで、細かくはカッコ内の内容になってございます。補助金の額でございますけれども、その対象経費の合計額30万円を限度ということでございます。補助対象期間としては定住の日から1年以内と、12月ということと考えてございます。また、こちらにちょっと記載、概要に漏れましたけれども、補助金の適用日ということでございます。こちらにつきましては、年度の考え方から令和2年4月1日からの遡及適用ということを考えてございます。併せて、4月就業が確定した状態で4月1日以前に移住された世帯につきましても対象としたいというようなことで考えてございます。尚、詳細につきましてはおめくりいただきますと交付要綱案がございます。こちらの内容で事業を推進してまいりたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 次の情報システム管理費であります。今回、9万3,000円の役務費の減額をお願いしてございます。これにつきましては介護認定に関わる通信費、インターネットの通信費でありましたが、保健福祉課所管での予算化ということになりまして、今回減額をさせていただきたいというものであります。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 10目、只見振興センター費について説明申し上げます。

1節、報酬から8節、旅費につきましては、会計年度任用職員が確定したため、それぞれ報酬、職員手当等、旅費の増額をお願いしたいと思います。

続きまして、12目、明和振興センター費ですけれども、こちらにつきましても8節、旅費、費用弁償につきまして会計年度任用職員が確定したため21万7,000円の増額をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 13 ページ中段であります。戸籍住民基本台帳費であります  
が、432万2,000円ということで人事異動による補正をお願いしております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でござい  
ます。給料、職員手当及びおめくりいただいて共済費までは人事異動に伴う補正となってい  
ます。次の備品購入費24万7,000円でございますが、お配りしております資料1  
枚目の裏になります。ナンバーで言いますと12番になります。今回、コロナウイルスの関  
係で、介護施設、福祉施設等で面会制限が継続をされているという状況にございますので、  
コミュニケーションの提供ができるようにオンライン面会をしていただくということを考え  
まして、そのための通信機器、モバイルW i F i とタブレット等を購入させていただいて施  
設のほうで活用いただくということで今般24万7,000円増額をお願いしておるもので  
ございます。繰出金になりますが、国民健康保険事業特別会計の繰出金ということで、この  
後、特別会計のほうでご説明をさせていただきますが、保険税の本算定に伴う保険税の軽減  
分の繰出金の減額をお願いしているものでございます。

介護保険費になります。これも介護保険事業特別会計繰出金低所得者保険料軽減分という  
ことで、歳入のほうでもご説明申し上げました国・県の補助金。併せて、町の補助分合わせ  
まして454万9,000円ですか、これを増額させていただく内容でございます。地域包  
括支援センター特別会計繰出金、職員給与費ということで会計年度任用職員の費用について  
増額をお願いするものです。

次に、児童福祉費、只見保育所費でございます。報酬から旅費までは職員及び会計年度任  
用職員の給料、報酬の人事異動等に伴う補正でございます。

朝日保育所費でございますが、報酬から共済費までは人事異動に伴う補正。需用費の修繕  
料につきましては玄関ホールの照明器具に不具合がございまして、その交換、4台分ござ  
います。

明和保育所費。おめくりいただいて16ページ、明和保育所費につきましても、報酬から  
旅費につきましては職員及び会計年度任用職員の人事異動に伴う補正になってございま  
す。

その下、衛生費になります。保健衛生総務費。これにつきましても人事異動に伴う人件費  
の補正。環境衛生費につきましても同様に人事異動に伴う補正となっております。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、5款、労働費についてご説明をさせていただきます。1目、労働諸費でございます。負担金、補助金及び交付金ということで、負担金、合同企業説明会負担金20万円であります。こちらにつきましては、お配りいたしました69号資料の1枚目裏面をご覧くださいと思います。番号で申し上げますと11番ということになります。高校生を対象としたオンライン企業説明会ということで、高校生の地元企業への就職、また地元企業の働き手の確保を目的としまして、例年、南会津町で開催をされております合同企業説明会につきまして、感染拡大予防の観点からインターネットを活用したオンラインによる開催ということで、高校生に対して職業選択の機会を与えるとともに、地元企業の労働力確保を支援するといったような内容でございます。具体的な内容といたしましては、南会津町、下郷町と合同で郡内企業の紹介ホームページを作成、公開をさせていただいて、郡内の高校3年生中心としまして、そのホームページご覧いただいて、企業のほうにお問い合わせをいただいたうえでインターネットを活用したオンラインでの面接会といったようなことを検討しているところでございます。内容としましては負担金ということで、開催経費100万円を予定しておりまして、南会津町、下郷町、只見町、それぞれの割合によりまして負担をしていくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続いて、18ページから款の6、農林水産業費でございます。目の1、農業総務費につきましては職員の人事異動によります人件費の補正になってございます。

目の3、農業振興費でございますが、負担金として20万円をお願いしてございます。これは会津17市町村トップセールス事業負担金ということで、今年もJAと、それから会津管内の17市町村長が合同で管内の農産物等の販売PRを行う事業でございまして、今年度の事業がまとまったということで、今年度、県の振興局も加わりまして実施をする実行委員会への負担金となります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、5目、交流施設費についてご説明をさせていただきます。10節、需用費でございます。修繕料で143万円であります。こちらにつきま

しては5月22日に湯ら里の源泉ポンプの故障が確認をされまして、急遽、予備ポンプの入れ替え修繕を行わせていただきました。また、新型コロナウイルスの影響により、湯ら里休業しておりました期間中に、開業中にはなかなかできないところの修繕にもあたらせていただきました。これによりまして今後の緊急対応予算に不足が見込まれますので、今回増額の補正をお願いしたいものでございます。その下、16節、公有財産購入費であります。土地購入費、用地買収費186万3,000円であります。こちらにつきましては、季の郷湯ら里の害虫対策及び散策環境整備ということで、観察の森の設定のため、山林、ちょうど湯ら里の山側のほうの山林になります。計5筆、1万7,805平米について買収を行った際の土地開発基金からの買い戻しのための費用計上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、7目の農地費でございます。委託料でございますが、危険木等伐採除去委託料として35万4,000円お願いしてございますが、梁取農村公園内の危険木6本の伐採除去をお願いするものでございます。続いて、16の公有財産購入費でございますが、用地買収費として8万4,000円お願いしてございます。これにつきましては国道289号黒谷地内の現在、改良工事が行われておりますが、それと同時施工によりまして岩下水路の用水吐の排水路を防災事業として実施をいたします。その施工に伴う水路敷地16平米であります。用地買収するための費用をお願いしてございます。

続きまして、ページの最下段、林業費であります。1目の林業総務費につきましては、それぞれ人事異動によります人件費の補正をお願いしてございます。

翌19ページでございますが、3目の林道費です。これにつきましては、工事請負費としまして、まず林道補修工事を200万増額お願いしてございます。これあの、雪消えの林道が数箇所、新たに補修が必要なところが出てまいりまして、地元からの要望等もありまして当初予算に不足が見込まれるために今回お願い、追加でお願いするものでございます。それから橋梁補修工事につきましては737万9,000円お願いしてございますが、布沢の太田地内の田沢橋、老朽化に伴いまして、今般、設計がまとまりましたので補修工事を実施するためをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、7款、商工費についてご説明をさせていただきます。



たいと思います。1目、商工総務費であります。2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費、ともに4月定期人事異動によります補正となっております。

続きまして、2目、商工振興費であります。12節、委託料であります。全体としまして5,762万ほどの委託料をお願いする内容となっております。おめくりいただきまして20ページになります。委託料の内容でございます。まず一番上であります。飲食弁当事業者応援クーポン事業委託料ということでございまして、事前にお配りをさせていただきました69号資料の表面になります。ナンバーでいいますと6番ということになります。こちらご覧いただきたいと思いますが、外出自粛やインバウンド減少による需要減退の影響を受けている飲食事業者、こういったものを支援するために、地域限定のお弁当テイクアウトを含めた食事クーポン券を全町民に配布をさせていただいて、消費喚起による商業活性化、町民の支援をしてみたいというものでございます。内容としましては食事クーポン券2,000円の券。券面としましては500円の4枚といったようなところで検討しているところでございますが、これの全町民分を町民の皆様に配布をさせていただきまして、これを各飲食店で、登録飲食店で使っていただくといったようなことを考えております。商工会のご協力をいただきまして、こちらのほうの事業を進めてみたいものでございます

続きまして、次であります。町内利用商品券発行事業委託料4,550万円あります。こちらのほうにつきましても、お配りしました資料でございますが、裏面の最下段になります。ナンバーでいいますと13番ということになります。やはり同じように新型コロナウイルスで需要減退等の影響を受けております町内の観光商工事業者を支援していただくために、町内限定で使用できる商品券を発行し、消費喚起による商業活性化を図ってみたいというものでございます。こちらのほうにつきましては商品券一人1万円分を想定しております。これを全町民に配布をして、町内で使っていただくということで、内容といたしましては、現行、プレミアム商品券が発行されておりますので、このプレミアム商品券の利用期限となります10月末以降、11月当初に商品券を町民の皆様に配布をさせていただきまして、これを町内の商店等で使っていただくことで消費喚起による商業活性化を図ってみたいといった内容でございます。こちらも見町商工会のご協力をいただいて実行してみたいものでございます。

続きまして、その下、地域の名産品魅力発信事業委託料ということでございます。50万円あります。こちらにつきましても69号資料の裏面になります。大変申し訳ありません。

ナンバー7番になりますけれども、こちらをご覧いただければと思います。同じように新型コロナウイルスの関連によりまして需要減退等の影響を受けております町内の物販事業者。こちらを支援してまいりるために地域内の特産品を地域内外にPRするホームページ、動画等を作成をさせていただきまして、それを公開PRしていくことでPCサイトと連動した消費喚起による商業活性化を図るといったようなことを想定しておりまして、各事業者でインターネットのサイトを展開していらっしゃる方もいらっしゃいます。また、観光まちづくり協会でPCサイトも展開しておりますので、こういったサイトと連動させて、(聴き取り不能)の紹介とともに購買に繋げるといったようなことでのホームページ上での展開を検討をしているところでございます。町内の事業者さんをお願いをしてホームページの作成等をお願いしようというふうなことで想定をさせていただいております。

続きまして、18節、負担金、補助金及び交付金であります。全体としましては4,205万2,000円の予算のお願いでございます。内容といたしましては、まず経営改善資金融資利子補修補助金221万1,000円及び中小企業融資利子補給補助金84万1,000円。この2点につきましては、議案第69号資料の1枚目になりますけれども、ナンバー5番になります。金利保証料など、金融面での支援事業というところに該当となっております。こちらのほうにつきましては、経済情勢の影響を大きく受けている地域の中小事業者に対しまして、他の支援施策の対象とならない、また、超える部分について利子補給の施策を行うことで、雇用事業の維持や支援策の活用を支援してまいりたいというものでございます。内容としましては、現行制度でございます、いわゆるマル経と呼ばれます日本政策金融公庫貸付の経営改善資金利子補給または只見町としまして補給制度のあります中小企業融資利子補給。こちらの制度を利用していらっしゃる方のうち、前年同一比で5パーセント以上減収となった事業者の皆様に対しまして、現行制度ですと2分の1を補助させていただいておりますが、さらに2分の1を上乗せして、10分の10以内という形での利子補給を行ってまいりたいものでございます。期間としましては令和2年度から4年度までの3年間を予定しております

さらに、詳しく説明をさせていただきたいと思っております。資料の色つきのものがあるかと思っております。2枚目になりますけれども、色つきのものをご覧いただければというふうに思います。表面になりますが、経営改善資金(マル経)融資及び中小企業融資というものでございますが、従来制度利用、プラス、マイナス5パーセント以上の減収の場合ということで、当

初、従来ですね、町で2分の1の利子補給を行っておりますが、ここに、赤字で書いてあります3年間の2分の1の上乗せ、上限550万円の従来制度の整備は変えずにですね、3年間の2分の1の上乗せということで、表にあります赤い部分、赤く色を塗っている部分について今回、利子補給をさせていただきたいというような内容でございます。

続きまして、その下でございます。プレミアム商品券発行事業補助金であります。予算書のほうに戻っていただきたいと思えます。資料がちょっと、あちらこちらになって大変申し訳ございません。予算書のほうに戻っていただきまして、中段になりますプレミアム商品券発行事業補助金でございます。こちらのほうにつきましても、やはり資料のほうをご覧くださいというふうに思いますが、資料の1枚目、交付金の実施計画という裏面になります。ナンバー10番になります。プレミアム商品券発行事業というところでございます。やはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして需要減退の影響を受けている町内観光商工事業者を支援するために、現在、プレミアム商品券発行しておりますが、これを追加発行させていただきまして、消費喚起により商業活性化及び町民生活の支援をしてみたいというものでございます。こちらにつきましては、現在、額面8,000万円のプレミアム商品券、20パーセントのプレミアム付きということで発行させていただいておりますが、さらに4,000万円を追加をさせていただきまして、プレミアム商品券の追加発行をしてみたいということでございます。で、さらには今回、その購入上限、現行では5万円ということになっておりましたが、これを10万円という形で拡充をさせていただいて、より広く使っていただくと、より多く使っていただくといったようなところ。また、一定程度、町内の町民の皆様の優先購入時期はつくりたいとは考えておりますが、その後におきましては販売先を町外まで拡大をさせていただいて、さらに町外者の需要も取り込んでいこうというようなことで計画をしているところでございます。こちらのほうにつきましては、現行、只見町商工会のほうで実施をしておりますので、この只見町商工会の実施に合わせて実施をさせていただきたいというものでございます。

また、予算書のほうにお戻りをいただきまして、その下、プレミアム商品券の下となります。新型コロナウイルス緊急経済対策資金保証料補助金1,500万。さらには新型コロナウイルス緊急経済対策資金利子補給補助金450万円。この2点につきましてご説明をいたします。

これにつきましても、また大変申し訳ありません。資料のほうにいていただきまして、

資料のほうの1枚目の4番、表面の4番になります。金利保証料などの金融面での支援事業というところがございますけれども、こちらも新型コロナウイルスの影響を大きく受けております地域の中小企業者等に対しまして、他の支援施策の対象とならない、または超える部分について利子補給や保証料の助成を行うことで雇用事業の維持や支援策の活用を支援してまいりたいというものでございます。こちらにつきましては福島県の中小企業制度資金緊急経済対策という制度資金でございます。こちらの枠内、借入総額上限としまして1億3,000万ほどの枠がございますが、こちらの枠内におきまして保証料につきましては一括支払いということで保証料の全額、さらには利子補給としまして初年度のみ、初年度分ということで12ヶ月を想定しておりますが、12ヵ月分ということで金利の全額10分の10での補助ということで想定をさせていただいております。こちらにつきましてもさらに詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどの色つきの資料、2枚目の色つきの資料の裏面のほうをご覧くださいというふうに思います。こちらにつきましては、福島県中小企業制度融資緊急経済対策ということで、前年度比マイナス5パーセント以上の減収の場合につきましては、新型コロナウイルス対策特別資金という枠の中で3,000万円分までは実質、無利子分ということで県の支援事業がございます。この県の支援事業を十分に活用していただいたうえでですね、それを超える部分につきましては、また10分の10という形で保証料もしくは1年目、12ヵ月分の利子分については町のほうで支援をさせていただきたいものでございます。また、新型コロナウイルス対策特別資金の実質無利子分の保証料2分の1につきましても、県が2分の1で支援をするということでございますので、さらに2分の1について支援をさせていただきたいということで、この赤く色を塗っている部分について町のほうで支援をさせていただきたいというものでございます。さらには、その下の丸ということになります。さらに状況が厳しくなっている事業者様、中小企業者で危機関連補償、マイナス15パーセント以上の減収があったもの。またセーフティーネット、4号ということで20パーセント以上の減収があったものにつきましては3,000万円の枠の中で国の10分の10の、実質、無利子分の制度がございます。ただ、これから枠が飛び出る分につきましては町の単独という形で保証料、また1年目の12ヵ月分の利子補給分につきましては、町のほうの支援策として対応させていただきたいというふうに考えております。利子補給、保証料につきましてはこのような形をお願いをしたいと考えております。

また、予算書のほうに戻っていただきまして、負担金、補助及び交付金の最下段となります。新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金1,000万円であります。こちらのほうにつきましても大変恐縮ではありますが、先ほどの69号資料、1枚目の資料のほうをご覧くださいというふうに思います。裏面になりますけれども、8番でございます。ナンバー8番でございます。公共的空間安全安心確保事業ということで、福島県の休業要請等の対象となった感染拡大リスクの高い業種、施設におきまして、国が示した新しい生活様式に対応するための取り組みを支援をし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するといったような内容でございます。こちらにつきましては、例えばですね、感染拡大防止対策としまして換気扇また透明カーテン、衝立等の設置。また、設備の改修。そういったものの費用。また、マスク、消毒薬などの衛生資材購入費など、感染拡大防止に伴う費用の10分の10以内、全額以内ということで補助上限を10万円とさせていただいて補助をさせていただきたいものでございます。こちらのほうにつきましては、現在、営業再開のガイドライン等を逐一、業種ごとに示されておりますので、こういったものを参考にさせていただきながら、購入資材を購入したといったようなところに対して補助をして、対策の強化を図ってまいりたいというものでございます。一応、上限10万円の100件程度を想定しております。町内事業者等への補助事業でございます。

それではまた予算書のほうにお戻りをいただきまして、3目、観光費でございます。10万円ほどの補正をお願いするものでございます。7節、報償費、報償金、講師等謝礼10万円及びその下、8節の旅費、費用弁償、講師等費用弁償5万円につきましては、企画費で説明があったかというふうに思いますけれども、内容といたしましては新潟県の三条市と南会津町、3市町におきまして観光を主眼とした広域連携を協議する場ということで、越後・南会津街道観光地域づくり円卓会議というものが発足となりました。こちらのほうの円卓会議の所管課が今回、観光商工課ということになりましたので、当初、企画費で計上しておりましたが、今回、振替という形でこちらに計上させていただきたいものでございます。続きまして、12節、委託料であります。委託料、映画峠を契機とした地域振興事業委託料30万円の減。さらにその下でございます。ページ変わりました21ページになりますが、18節、負担金、補助及び交付金でございます。負担金で映画上映会負担金30万円の増ということでございます。こちら2点につきましては、映画峠を契機とした地域振興事業ということで、首都圏のPR事業を想定しておりましたが、このところの新型コロナウイルス感染症

の影響によりまして、そのPR事業ができませんでした。その分については、またちょっと違うところもございますが、今回、福島民報社と会津若松市のほうから、共同で各市町におきまして映画上映会を開催したいということで打診がございました。今回、首都圏のPR事業ができなかった30万円を映画上映会負担金という形で振替させていただいて、映画峠のPR、また只見町のPRに努めてまいりたいものでございます。ただ、昨今、映画峠の公開が延期というようなことは決定されております。そのあたりも含めまして今回の予算についてはこのような形でお認めをいただきまして、尚、映画峠を契機とした地域振興につきましては事業の組み換え等、適宜、判断をさせていただいて実行してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、21ページ中段になりますが、5目の観光施設費であります。14節、工事請負費。工事請負費で光ケーブル支障移転工事50万5,000円であります。こちらにつきましては、当初は今の現在敷設済みのケーブルを、光ケーブルを移設するだけで対応するというので、場所としましては塩沢の河井継之助記念館前の景観形成と、景観整備ということで取り組んでおります電柱移転及び電線の移転の一環でございますけれども、当初は現設のケーブルの移設のみということでありましたが、詳細設計をしましたところ、ケーブルの張り替えが必要になると、光ケーブルの張り替えということが必要でありますので、差額について追加計上をお願いしたいというものでございます。

6目、只見スキー場の管理費であります。17節、備品購入費ということで機械器具費、事業用器具の104万7,000円あります。こちらにつきましては、只見スキー場におきまして厨房のガス給湯器及び冷凍冷蔵庫につきましては、昨年度の休業期間に入る直前に故障してしまいまして、かなり経年、後年次式であるために備品の調達が不可能であるという見解が示されております。そのことから本年度、冬季開業前に更新配置をするべく今回補正をお願いしたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 21ページの下段であります。款の8、土木費でございます。目の1、土木総務費。それからページをめくっていただきまして22ページの目の1、道路橋梁総務費において、4月の人事異動によります所要の人員費の補正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 22 ページ中段であります。消防費であります。非常備消防総務費につきましては人件費の所要額の補正をお願いしております。

常備消防総務費につきましては223万5,000円。広域圏組合の負担金であります。この増額につきましては会議当日に中野議員のほうから、広域圏組合の議会に報告ありました内容でありまして、土中コンクリートが確認されたための撤去費並びにスタイロフォーム撤去費による増額の町村負担金であります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 予算書23ページになります。事務局費。節の1、2、3、4、8、いずれも人事異動それから会計年度任用職員の確定に伴いましての補正でございます。10の需用費、印刷製本費であります。ESD海洋教育のパンフレットの印刷を行いたいというものであります。

24ページにまいりまして、小学校、学校管理費、備品購入費ですが、管理用備品。こちらは明和小学校のジャングルジムの関係でございます。それから学校管理備品706万9,000円ですが、お配りしました資料の一覧表の表面、ナンバー3です。町内の3小学校、中学校1校の各教室に空間除菌装置。こういったものを整備することによりまして教室内外を衛生的な状態に保って安全安心な学習環境を提供したいということで、感染リスクの低減を図りたいというものであります。そのうちの小学校分として18クラス分706万9,000円でございます。

続いて、教育振興費、費用弁償については会計年度任用職員に係るものでございます。12委託料。こちらはGIGAスクール構想に伴う校内LAN整備に伴いまして、サーバーの一部の更新が必要になったため補正をお願いするものです。

続いて、中学校費、学校管理費の備品購入費、学校管理備品。こちらは先ほど小学校と同様に空間除菌装置4クラス分となっております。

それから教育振興費。こちらの報酬、手当、共済費であります。それから費用弁償であります。町の講師として3名、町費での採用を見込んでおりましたが、県費で対応していただけたということになりまして減額を行うものであります。

25ページにまいりまして、社会教育総務費。こちらにつきましても会計年度任用職員の確定に伴っての実態に合わせての補正でございます。

それから保健体育費の体育施設費、備品購入費。グラウンド整備用のブラシ4本、5万6,

000円でございます。

それから給食センター費。学校臨時休業対策費補助金41万4,000円。休校休業によりまして給食物資加工業者の方への委託加工経費に対する補助となっております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 25ページ最下段の予備費であります。今回3,990万3,000円をもって調整をさせていただいております。

26ページからが給与費明細となっております。今回の移動に伴いますものの総括表となっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） それでは、質問、何点かさせていただきます。

まずは、12ページ、企画費の中の若者定住支援事業補助金。資料をいただきました。その中で、対象者、U・Iターンし、定住する35歳未満の世帯ということで、その次のページに移住する世帯員の全てが35歳未満の世帯をいうというふうに書いてございます。で、昨今ですね、晩婚化が進んでいて、30歳過ぎても結婚されない方、結構あの、35歳過ぎてから結婚されて、それから子供を儲ける方増えております。町内でもそういった形が増えております。そこでこの35歳という年齢区分、旦那さん35歳で奥さん20歳でも、これは対象にならないということですよ。その辺のところ、もう少し柔軟に考えられないのかなというふうな質問が一つでございます。

それから次は、今ほど商工費の中で説明があった負担金、補助金及び交付金の中で、中小企業融資利子補給補助金、新型コロナウイルス緊急経済対策資金保証料補助金、新型コロナウイルス緊急経済対策資金利子補給補助金。それら全て、国の地方創生臨時交付金を充当するというふうに書いてございます。これで、先ほど総務課長のほうから歳入の部で、とりあえず一次分の補正は終わって、二次が今日、国会のほうで審議されるというお話でした。この二次分の見込み額というものは今はつかんでいらっしゃるのかどうかということ一つ。それから、この利子補給の対象となる企業、大体、町内で何者ぐらいを想定していらっしゃる



のか。その2点をお伺いしたいと思います。

それからあとは、経営改善資金。これ、7年までの保障ということで、なかなかあの、頑張ってもらってるなと思います。こういったものを含めて、大体、何者ぐらい、ありそうだなというふうに考えていらっしゃるのか、とりあえずお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 18ページの若者定住支援事業補助金についてのご質問でありました。例として、36歳のご主人と20歳の方が転入された場合は対象になるか・ならないかということになりますと、この要綱上では対象にならないと言わざるを得ない内容であります。こちらにつきましては、概要のその他の一番下のほうにも記載をさせていただいておりますけれども、今、国の結婚新生活支援事業補助金というものがございまして、そちらが今の制度が35歳未満の夫婦の場合の助成事業があるんですけれども、そちら、只見町でも採用をしております。そういうようなことで、年齢、再三、お話はさせていただいておりますが、早めの只見町へのU・Iターンということを推進する意味で他の制度との整合性も図りつつ、今回そのような形にさせていただいたということでございます。一般質問の中でもお話もありましたけれども、今回このような形でスタートをさせていただきながら、柔軟に今後、様々な観点から検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 臨時交付金の二次補正の額であります。まだ、これは通知まいておりません。つかんでおりません。申し訳ありません。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 対象となる企業数ということでございます。実施計画の枠の中には3者程度ということで書いてあるわけでございますけれども、全額補助をした場合、ある意味、1億3,000万程度の全額補助をした場合に3者程度ということではございますが、全額を借り入れるといったようなところも、全部、3者あるかと言われると、実は1億程度もしくは8,000万円程度といったようなところもあるのかなというところもございまして、事務局のほうで想定しておりますのは1億3,000万が大体、1者程度。1億程度の借入が1者程度。さらに8,000万円の借入が2者程度の、全体で4者程度を想定をしていたところでございます。また、経営改善資金のほうの借入につきましては、現在、

借入をしていただいている企業者さんが64者ございます。さらには中小企業利子融資のほうも19者ほど、今、利子補給を、2分の1の利子補給を受けられているという状況でございます。こちらのほうにつきましても今回の新型コロナの関係もございまして、実質、無利子分といわれるほうに切り替えていらっしゃる方もいらっしゃいますので、これが全部いかどうかという部分は未知数ではございますが、予算としましては、一応、この方々につきまして利子補給ができるような形で想定をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 若者定住支援事業補助金のところで、今ほど課長の答弁の中で、ちょっと柔軟にという言葉がございました。是非ここはですね、柔軟な解釈で、本当にあの、これから、私から言わせれば、39歳も充分、若者でございます。40歳でも若者だと思います。またあの、ずっと定住する意思があって、只見を訪れて来られた方はですね、手厚い補助ができるような仕組みづくりをまた考えていただきたいなというふうに思います。

それからあと、補助金関係のところですね、プレミアム商品券発行事業補助金。そこで950万、また拡大しております。これ、従来どおりの一人あたり5万円という購入限度額ですと、大体、800人程度になろうかと思えます。そうした場合に、実際問題として、私のうちは二人家族でございます。それであの、一人5万円で、10万円分、既に購入しています。この後またさらに、あと10万円という、合計で20万円の購入になります。20万円の購入金額で、24万円分の買い物ができるということなんですけれども、そういった場合にですね、それを使える期日が10月末になっています。そうした中で、生活費だけで24万円を使い切るとするのは、なかなかあの、恩恵に預かろうと思うと、それなりの原資が必要なんですよね。ですから、コロナで収入が減っているご家庭、そういったところで生活費を切り崩して、ほかの税金であるとか、必要経費にまわしていらっしゃる方々にとって、はたして本当にこれがありがたい政策であるのかなというふうなことで、ちょっと、そういった面は疑問を持っております。そういった中ではですね、町内利用商品券の発行事業、それから飲食弁当事業者応援クーポン券。それは非常にあの、万民にとって公平に行き渡って、良い政策かなと思います。そういった中で本当にあの、現在、収入が減って困っていらっしゃる方々へですね、向けた厚い政策が必要ではないのかなというふうに考えています。今後ですね、こういった町内利用商品券みたいな、誰でも使えるような形の補助、応援をされる

お考えはお持ちでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 若者定住支援事業補助金について、先ほどコメントございました。議員おっしゃるとおりですね、移住定住に向けて推進をしていくための補助金であります。先ほど説明をさせていただいたとおり、他の支援事業と併せて整合性を図りつつ今回、事業立てをさせていただいたということではありますけれども、今後、そういった形で様々なご意見があろうと思いますので、他の支援事業も含めてですね、整合性を図りつつ、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今、11番議員からございました質問の中で、今回、いろんな形で、プレミアム商品券から、弁当券とさせていただいておりますが、国の二次補正、それから県の補正の中で、一般質問の中でも私申し上げましたが、この後、どうしてもコロナの収束の状況によっては、そういった形で大変、所得の減少、それから事業者としてもコロナの経営の中で厳しいということで、町内消費に合わせた形で、消費を盛り上げるといいますか、そういった形で今回お願いしてある予算に、さらに手厚い形でまた進めることも視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3回目。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そのような中でですね、本当に減収された方をつかむのって、なかなか大変ではないかなというふうに感じます。だけど、雇い主の方々でしたらわかると思います。そういった方々に対してですね、減収分の人数、人数というか、名前を教えてくださいとか何かをして、本当に必要なのは先ほどみんなに平等にというふうな言い方しましたが、実際問題、何の影響も受けてなくて生活変わっていらっしやらない方もいらいます。本当に困っている方々をどうやってつかむかという方法として、雇用主の方に聞いてみるとか、そういったやり方でなんとか工夫をして、本当に困っている方々に対して厚い手当をできる方法を考えていただいでですね、そういった方々に対しての補助できないかなというふうに考えますので、今ほどの町長の答弁どおり、その辺のところもう一回考えて検討してみたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今ほどご指摘、本当にありがとうございます。雇用主の皆様、一般質問でもお答えさせていただきましたが、また第3回目となりますアンケート調査等も予定をさせていただいております。また、随時ですね、雇用主の皆様とも訪問といった形での事情のやりとり、こういったものもさせていただいておりますので、アンケートであったり、訪問であったりといった機会を捉えて、そういった労働者の皆様方の実態把握にも努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 26ページ以降、27ページ、給与明細の分ですが、これの中で、今回、法改正になって新たに会計年度任用職員ということに、22条職員のほとんどがまあ、なったわけですが、この結果あの、従前よりも、月収が下がる。あるいは年収が下がるといったケースはあるでしょうか。そして、そういった視点でこの給与明細書を見た場合、どの部分をみると、会計年度任用職員の分が一括されているのでしょうか。一般職の中にあるんだとは思いますが、会計年度職員についてだけ見るとすれば、どこを見ればいいのか。この2点、とりあえずお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 会計年度任用職員についてであります。従前より月収、年収が下がるケースがあるかということでありますけれども、状況によってはあるというふうに認識をしております。従来の臨時職員の時代でありますと、賃金額の決定の基準が基本的には年齢でありました。しかしながら、今回、会計年度任用職員になりましたからは経験ということになってございます。ですので、具体的な例を申し上げますと、年齢が高い方で経験の少なかった方。これは従前より下がる可能性はあるというふうに認識をしておりました。あと年収でありますけれども、一般的には期末手当が今度は出るということでありまして、年収については月収の下がり幅よりは少ないんじゃないかと思っておりますけれども、そういったことから一人一人詳細な計算はしてございませんけれども、可能性は否定はできない状況だなというふうに思っております。しかしながら、こういった状況で基本的には次の年あるいはその次の年も継続していただいたということになるとすると昇給しますので、そういったこ

とは解消されるんだなというふうに思っております。

あと会計年度任用職員の給与の表でありますけれども、28ページをご覧をいただきたいと思っております。28ページに会計年度任用職員の補正前の当初予算編成時点での総額。そして今回、補正を含めた額ということで記載をさせていただいておりますので、この分で比較をしていただければなと思っております。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これ、官公庁の労働者ですから、労働法一般に適用されるかどうかは、ちょっとまあ、よく調べないとわかりませんが、しかし、人事院なり、その公平委員会なり、その労働関係調整法でしたか、給与が下がる場合、これあの、主たる職員組合の代表者というか、その団体がある場合だとは思っています。ですが、協議が必要だと、合意が必要だということになっております。これはあの、今、私も職員を卒業してから相当経ちますものですから、わからなくなりましたが、この会計年度任用職員については、いわゆる自治労只見町職員労働組合の組合員ということになってはいない。いないからして、その交渉権がないから、その、いわゆる今もらっている給料よりも下がっても、労働争議は起きないというふうに考えられたのか。これが良い・悪いは別として、とにかく確認だけしたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今回の会計年度任用職員制度の運用に際しましては、事前に全部の、現在、何らかの形で嘱託、臨時の形で努められている職員にご案内を指し上げまして、説明会をさせていただきました。最終的に全員の参加ということまで至っておりませんが、かなりの参加をいただいております。その中で今のようなご説明は差し上げたところであります。

○議長（大塚純一郎君） 3回目。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 普通に考えれば、月収なり賃金が下がるというのは有り得ない。職員の昇給にしたって、直近上位で上がっていく原則があるわけで、なかなかあの、会計年度任用職員、それから一般職、任期のない職員というふうに、言ってみれば分断されたような形になってしまいますので、非常にその、会計年度任用職員が多くなっていく状態の中では、その団体交渉権を持たないということが非常に今後、問題になるのではないかなというふう

に考えておりますが、その辺まあ、危惧しておるということで整理して、今後注視していきたいと思えます。

今、3回目の質問で聞きたいのは、事務文書を見てみますと、勤労者互助会というその団体を町で、部署を決めて、そこで勤労者互助会の福利厚生にあたっておったという、少なくとも私がおった時代にはそういう時代で、こういったコロナの発生ですとか、非常な災害、労働環境が悪くなったなんていう場合には、借金もできたし、低利の借入もできましたし、何らかの出産手当なり、何らかの手当てが生じてましたけれども、今見てみますと、勤労者互助会という文言が事務文書、行政組織規則の中にはどこにも出ていないんですが、これが廃止になったのか。やらなくなったのか。やらなくなったとすれば勤労者の福利厚生というのはどこでされているのか。経緯を教えてくださいたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 勤労者互助会に関してのお質しでございます。現在、勤労者互助会につきましては観光商工課のほうで取り扱いをさせていただいております。内容的には当時と変わっているところもあるかもしれませんが、規定に沿いまして福利厚生の方の事業をさせていただいているところでございます。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 申し訳ございませんでした。事務文書のほうには記載がないということでございます。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

補足説明をお願いします。

○総務課長（新國元久君） 今回の行政組織規則によりますと、具体的に観光商工課あるいは他課におきまして、勤労者互助会に関する事というものはございませんが、その他、商工の振興に関する事等々ありますので…

ありました。すみません。勤労者福祉に関する事でございますので、勤労者互助会というものはございませんが、そういったところで所管しているものというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 20ページの負担金の部分ですが、補助金として利子補給、その他いろいろありますが、先ほどの質問なり答弁聞いていますと、当然、金額も221万1,000円とか、かなり細かく出てますし、それは先ほどの説明だと、現在借りている方がいるから、こういう数字が出されたと思います、当然あの、今後、借りるということになると、この数字でたぶん足りなくなるとは思います、それはあの、例えばいつからいつまでの期間、対応されるのか。コロナが収束するまで、全て対応されるのか。

それからもう1点なんです、例えばこう、マル経等、それからまあ、全てあの、上限というのがありますが、その上限、550万しか借りられないわけではないので、それを何故こういうふうに上限のままに切られたのか。経営が大変で、例えばこの550万で足りない部分に関してはどういうふうにその利子の手当てをされるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） お話しありがとうございます。

今回の補助金に関しましての期限といいますか、設定期日でございますが、経営改善資金利子補給補助、あと中小企業融資利子補給につきましては、この二つの現行制度につきましては、5月31日までに借入を実行されたものというような整理をしております。と申し上げますのも、県の新型コロナ対策の拡充という形で利子補給が行われます。こちらのほうに申請が間に合わなかった方、こういった方が最後に出てくるのが5月末日ということでございましたので、この県の融資事業に間に合わなかった、もしくは申請ができないといったような借り替えのタイミングが合わないといったような部分について、今回、町のほうで支援をさせていただくべく設定をさせていただいたものでございます。一応、5月末日までに借入をしたものといったようなことで設定をさせていただいております。さらには、新型コロナウイルスの緊急経済対策資金の保証料補助及び同じく利子補給補助につきましては、県が設定をしております、この新型コロナウイルス対策特別資金、実質無利子分のほうがですね、5月1日、本年度5月1日から12月31日までに受け付けたもので、同じく5月1日から来年1月31日までに融資実行されたものが、この実質無利子分の対象となっております。こちらのほうを準用させていただきまして、同じ期間の設定とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、補助上限の考え方でございますけれども、先ほどお示しをさせていただきました資

料でございますけれども、国・県のほうでですね、今回の新型コロナウイルス対策分ということで、別枠の1,000万円につきましては国の支援がございます。今回、減額になった、前年同期で5パーセント以上減額となった場合、またそれ以上に減額となった場合につきましては、そちらのほうの国の制度を積極的に活用していただくといったようなところで、そちらは枠が1,000万円ございますので、今回の資金融資につきましては、これはあくまで借金でございます。必要以上の借入を推奨するものではございませんので、必要なものを借りていただくといったようなところで、あまり枠を広げることなく、もし必要な場合には国・県の施策にのった形での利子補給を受けながら借り入れをしていただくといったようなことで、今回、町の制度としましては上限550万円の上限金額については変更なく、制度設計をさせていただいたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 今聞いてますと、当然、町ですから、皆さんもたぶん、こういう制度、利用されたことないと思います。経営もされてないわけです。ですがやはり、今おっしゃったように、ただ無駄に借入をされているわけじゃなくて、必要だから借りてるわけです。で、借入というか、そういうことをしなければ、で済ませれば一番良いんですが、それをしなければならない。それが結局、今の国の制度だったり、県の制度というのは非常に時間がかかります。お金が出てくるまでに。それが月末を過ぎたり何かすれば、困るのは業者さんです。経営者です。ですからやはりその辺は、今のような答弁で、金はなるべく借りないほうが良いよっていう、そういうことではないんで、その辺の認識をやはり、しっかり、そういう事業者さんと一緒になって考えていただかないと、町として、国の制度を使えばいいだろう。そういうことではないんで、やっぱりそこはあの、ちょっと間違っていると思うので、それを業者さんに言えば、何を言ってるんという話になると思いますので、その辺は気を付けていただきたいと思います。あとは借入についてはお話しても、たぶんだめだと思いますので、これでやめさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ただ今のご指摘ありがとうございます。町内の中小企業者の皆様方におきましては、かなり大多数の部分につきましては、いわゆる経営改善資金、マル経というものを活用されております。制度的には同じものがございますが、今回、新型コロナウイルス対策ということで1,000万円の拡充があった分につきましても、内容的には



マル経融資ということでありまして、比較的、マル経融資は商工会通じまして、スムーズに融資が実行されるというふうに聞いております。まあ、そういったところもうまく活用していただきながらといったところでもございましたけれども、尚、商工会とも連絡調整をしながら、事業者様の負担にならないように、なるべくスムーズな融資、また町内の金融機関とも連携をしながら、スムーズな融資に努めてまいりたいと、スムーズな融資の実行を促していきたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

3回目。

小沼信孝君。

○5番（小沼信孝君） 3回目ですが、先ほど一番最初に言った、この枠を出してしまった、今、5月31日までの申し込み分ということでしたが、今後増える可能性はあります。借入が。それについての問いだったんですが。

それからもう1点、今話したように…

それはいいです。じゃあ、それだけお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 大変失礼をいたしました。5月31日に借入が増える分といったようなご指摘でございましたけれども、やはりあの、先ほど申し上げました、その県制度のほうに比重が多くなってきております。で、やはりあの、マイナス5パーセントの減収、ほとんどの事業者様が5パーセント以上の減収といったような今状況になっているということもございまして、商工会とも相談をさせていただいて、できる限りマル経融資、スムーズな融資ができる中で国の支援制度を活用するべくご案内をさせていただいているということでもございましたので、町のほうの支援の対象となる部分というものは、それほど増えてくる部分はないのかなというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 2点お伺いします。

ページ18ページ、聞き漏らしたのか、交流施設の土地購入費ですが、湯ら里前の山の部分だと思うんですが、これの購入の目的を教えてください。

2点目が、20ページ、プレミアム商品券でございますけれども、これ、町内を今回、優先

的に、その後、町外にも、先般、田島町のチラシ、只見にも入りましたけども、只見はどのような方法で、その町外の皆さんにアピールなさるのか。それから、その町外にアピール、販売する範囲というか、教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） まず土地購入費の関係でございます。目的ということでございましたけれども、皆様、ご存知かと、ご承知かと思えますけれども、季の郷湯ら里、かなり害虫の被害が多ございます。来訪者の皆様方からも、やはり虫が多いねといったようなご指摘もいただいているところでございまして、これをなんとか、何らかの形で改善をしていきたいということがありまして、その発生に関わる杉林、その、ちょうど施設の山側のほうになります杉林の中が、かなり鬱蒼としておりまして、そちらのほうが非常に、やはり虫の発生に寄与しているのではないかとといったようなこともございまして、その解消。さらには湯ら里の利用者の皆様方が、やはり湯ら里に来た時に何を期待されるかという、やはり只見の自然を散策をしたいといったようなこととございまして、ただ、利用者の方々も、山の中に入ってまで、なかなか、散策をするというところまで、体力的な部分も含めて、なかなか大変だといったようなお声もいただいておりますので、そういった湯ら里を利用された場合の周辺散策、こういった部分を充実強化をしていくことで誘客に繋げていきたいと、こういった2点の目的がございまして、そういった中で地域創生課のほうで観察の森の設定等も検討していただいております、観察の森に設定になれば、また施設、また中の環境整備、こういったものもさせていただいて、より来訪者の方々に喜んでいただけるような内容としてまいりたいというふうに考えております。その整備につきましては森林環境交付金等を活用させていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

あとプレミアム商品券につきましては、町外に対するアピールということでございます。当初は町内でのアピールということで、もう一度、商品券のチラシ等の印刷を想定しておりましたけれども、今ほどご指摘もございましたところで、近隣への、やはりチラシの配布、こういったものができるかどうか、商工会とまた協議をさせていただいて、できればそういった形でPRをさせていただければというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 土地の購入費でございますけども、杉につく虫となれば、私は杉だけ、買い取るというか、虫であれば、それに合った防除をすればいいと思ったんですけども。私

が考えるに、あそこに遊歩道ありますから、そういったものを今の説明のように整備して、きれいな遊歩道を整備するというのであれば、この金額は納得しました。

それから商品券なんですけども、当然、他の人は知らないわけですよ。で、現実的には、その町外といいましても、町外の人も買えるよとなれば、親戚、それからほかに出ている子供とか、そういった人が現実的には対象となるんです。そういった場合に、その買い方、例えば家族の人が買うには、家族、只見町民は限定がありますから、例えば自分の息子が向こうにいて、お盆に帰省してきた時に使いたいとか、そういったことになると、わざわざ只見まで商品券を買いに来るということは、なかなか無理なんです。で、これ、息子の分だと言っても、たぶん、商工会さんは、何かしらの証明がなければ買えないわけですから、その辺の使い勝手の良い、町外の人が使い勝手の良い、その買い方、宣伝をしないと、その意味がないのかなという感じがします。先般、田島町の入ってきた時には、田島町には大きなスーパーありますから、まとめ買いをする前に、例えば商工会さんに行って、最初にプレミアム商品券を買って、それから大きなスーパーへ買い物へ行くと、大体、こういったパターンだと思うんです。只見には大きなスーパーございません。せいぜいあの、第三者が使うとすれば、食事、お土産、その程度になってしまいます。ですので、その親戚というか、その子供達が帰ってきて、そして家計を助けるとか、そういう意味ではないですけども、帰りにお土産代をプレミアム商品券を使うのはわずかですので、なんていうんですか、その、もし町外にも売っていくということであれば、それ、効果を最大に発揮できるような買い方、使い方を検討していただきたい。そういうふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ただ今、ご指摘のあったことを商工会とも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の、先ほどの鈴木議員と中野議員との質問とも関連するんですが、20ページの、この町内利用商品券発行事業委託料。これ、一人1万ずつ、町民の皆さんに配布すると。で、先ほどの説明ですと、11月に大体、発注の予定だというふうにお聞きいたしました。やっぱり町民の、このコロナウイルス関係で困っているのは今なんですよね。現在。11月じゃないんですよ。もう4月から、この経済の低下というのは始まっているわ

けで、中野議員が質問したプレミアム商品券については、これ、元手がなければ買えないんですよね。例えば3万円の年金生活者が、5万円、10万円出して、この商品券買えって言ったって無理なんです。で、国から10万円給付されていて、それがあたるんじゃないかというような考え方も、私はそこはね、おかしいと思う。もし、そういうのがちょっとでもあればね。生活が大変なんですから、そこは充分配慮したうえで、やっぱり11月じゃなくて、早めにやはり手立てすると。この10万円給付の時も、只見町がいち早く、5月1日には町民の皆さんに封書が届いて、それで10何日だったかにはもう、それぞれね、50パーセント近い人達かな、がもう、町のほうも苦勞されて、それで振り込んだと。これ、やっぱり、町民がね、早ければ喜ぶわけですよ。大きい市は事務負担が大変で、なかなか届かないということだね、やはり、町民の皆さんが喜ぶように、これはやっぱり早く、ね、予算が決まれば、やっぱりお金というのは早く、必要なところに必要な分届けてあげると。そうすると喜びも、これ違うわけですから。そういう点を是非、その時期の問題ですね、検討していただきたいなと思います。

それから、24ページのこの教育費の小学校と中学校の学校管理備品のところですけど、これは空気清浄器というふうにありましたが、これも新型コロナウイルスの対応での配置ということだと思うんですが、この機械のどれだけのこの能力があるのか。コロナウイルスのそのウイルスそのものも除去できるような、この性能を持っているのかどうなのか。それと当然、空気清浄器であればフィルターとか、いろんなものが付いてくると思うんですね。そういう点の管理などはどんなふう to 今後なっていくのか。

それと25ページの、同じ教育費の保健体育費の給食センター費の関連で、学校臨時休業対策費補助金41万4,000円計上されてますけど、これは業者の補助ということなんですけど、どのような補助で、どこに、どういうふう to 支払う計上なのか、そこを教えてください。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） まず第1点目の商品券の時期のお話でございます。これは先ほど鈴木議員にも申し上げました。ちょうどあの、今回計画した段階では、プレミアム商品券と別の商品券がダブっていた場合、非常にあの、プレミアム商品券が残ったとすると、先々に課題を残すということがありますので、そこをずらしたいというのが一つ考えがありました。そ

こで、今出せるのは食事券。これを出したいということ。それについてはプレミアム商品券とあまりダブらないということで想定して予算を計上してございます。これにつきましても今後、国の第二次の補正、それから県の補正と、コロナの発生状況、第二次といいますか、これが新たなものが出てくれば、そういった時期。それから額等についても見直しをしていく必要があるというふうに思っておりますので、その辺は柔軟に対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 24ページ、空間除菌装置の関係でありますけれども、今現在その、どの機種、こういったような方法による空間除菌装置を導入するか、決定には至っておりません。いろんな方式があります。マイナスイオン。それから酸化チタン。光触媒を使ったものなど、いろんな種類があります。そういったものを今後、吟味をさせていただきたいと思っております。メーカーのうたい文句としては、ウイルス菌の除菌が可能だと。それが97パーとか、98パーとか、言っておりますが、具体的に新型コロナに効くかどうか。これはまだ研究が進んでおりませんので確実かどうかわかりませんが、少なくともやらないよりは良いだろうという部分と、それから新型コロナに限らず、風邪・インフルエンザ、そういったものの感染の防止にも役立てたいといったようなことで考えてございます。

それから給食センター費の学校臨時休業に伴う補助金でありますけれども、こちらは休業期間に提供予定であったパン、ごはん、牛乳。こういったものについて、業界団体のほうでとりまとめをしております。それを福島県の学校給食会。こちらを通じて補助を行うと、そういったような仕組みになってございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 商品券の関係は、予算書見ても、プレミアムであったり、町が配るものであったり、ごちゃごちゃしているんですね。町からのほうの支給側のほうも。で、受け取る人のほうは大体わかるでしょうけど。そこは是非、町民が使い勝手の良いように、喜ぶようお願いしたいと思います。

学校費の、この空気清浄器のほうですが、今後検討するという事なんで、是非これはあの、宣伝のうたい文句に惑わされないで、やっぱり必要な機種の選定をお願いしたいと思うんです。で、今度のコロナの問題でも、やっぱり除菌効果が高いということで次亜塩素酸か

な、なんかこう、空気中にね、出すようなのもありましたけど、それは効かないということで、逆に体に悪いというような、後で検証もあったり、いろいろしますので、やはり科学的な根拠に基づく選定を是非そこはお願いして、子供達の健康を守るように努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 機種を選定にあたりましては、業者の宣伝文句鵜呑みにせずに、きちんとその実証実験を行った結果、そういったものを検討してまいりたいと思います。

それから、その次亜塩素酸水につきましてであります。現在どうなっているかといいますと、国の独立行政法人製品評価技術基盤機構といったものが経産省の外郭団体にありまして、こちらのほうで現在調査中ということで、国は本日時点において結論を出していないということで、危険性があるというふうにはなったわけではなく、有効な効果がまだ検証されていない、調査中と、結論が出ていない状況です。ですので、そういった調査結果の判断を待つという部分も含めて方式を検討してまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 今回の新型コロナウイルスの関係で資料いただいたもの、13のメニューでそれぞれ、町内の消費者の消費喚起だとか、あとは融資対策についていろんな支援策出ております。それで、今回の新型コロナウイルスの対策について、この影響というのは、経済影響というのは、今後益々長引くのかなと。町内の消費ばかりじゃなくて、事業者によっては町外、それから（聴き取り不能）の販売等、町外・県外、それこそ国際的な関係まで影響する部分もあるかと思います。国のほうでも第二次補正という形でいろいろ出されておるようであります。その中でも資金繰りの（聴き取り不能）強化ということで、今回、町のほうで制度設計された分も、国のほうとまたこう、（聴き取り不能）というか、重複するようのもあろうかと思います。今後、そういう部分もいろいろ調整を重ねていただくこと。

それから今回の支援策なんです。国の臨時交付金5,500万円ほど、それからあとは財政調整基金6,200万円ほど充当されているようなんです。先般の定額給付金ですか、そちらのほうは先に財政調整交付金、県のほうで支出されて、その後、臨時交付金のほうで

またあの、補填されたという形になりますが、今回は財政調整基金を直に使うというような形かと思うんですが、この後の第二次補正との兼ね合いもあると思うんですが、各自治体もその財政調整基金の本当少ないところもあります。で、例えば東京都あたりは財政調整基金の95パーセントを出している。あそこは財政力高いところなんです、比較にならないですが、今回のこの対策について、各自治体がいろいろアイディア、いわゆる基金の額に限らず、うまくその辺を地域に根差した対策を打ち出されております。今回もこの支援策で完結するとは思えませんので、是非あの、財政調整基金の有効活用。現在ですと約10億円ほどあると思うんですが、町のほうの今後の方針でも地方税の急激な減収というのも予想されますので、いろいろ調整もあるかと思うんですが、今後、有効に活用していくというふうに言われておりますので、その辺で今回のこの町内企業、町内事業所を守るということは、町民の雇用を守る。しいては町民の生活の安定のために税に結びつくわけですので、財政調整基金の有効な活用を図っていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回、財政調整基金を使わせていただいております。ということは、財政調整基金、こういったものは災害とか、いろんな形の中で、今回もコロナという類のない影響が町内にも出ております。そういった中の対策については財政調整基金を使うということは、早急に対応するにはこの財源を使っていきたいという。それには申される通り有効に使うということは確かでございます。それで、今回の財政調整基金を繰り入れた中に、国の第二次補正の交付金の数字は入っておりません。その額については先ほど総務課長が申し上げましたとおり、まだ確定していないという、その確定した額によってはこの財調を戻すこともできますし、少なればさらに財調を入れることもあります。そこはあの、町内の対策について、どれだけが緊急に求められているかというところを最優先しながら、お金の工夫はしていきたいというふうに思いますので、只見町の場合、財調としては10億という、ある程度の数字は抑えてますので、そういったものを時によっては惜しまないで使うということも必要になってくると思いますので、有効に使うということは確かに大切なことでありますので、そういったことを基本にしながら、使わなきゃならないときは使わせていただくというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 先ほどあの、他の議員さんのほうからもありましたが、やはり今がこう、大変厳しい状況というのがありますので、そのうえタイムリーに、今よく言われる、スピーディーにというか、そういう施策をやるためには財源がないとできないものがありますので、その辺と、有効的な考えというんですか、その辺を考えながら、あと国のほうはどうしても後から、それから手続きも後からとなると思いますので、その辺は町長のほうから話もありましたように、財源的にはまたバックすればいいことですので、まず今は本当に緊急的な対応というのが必要な時期でありますので、いろいろなこう、アイデアをまず出していただいて、まず実行していただく。それが一番のことだと思いますので、財政調整基金の活用も含めながらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 十分心掛けて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

山岸国夫君。

3回目。

○8番（山岸国夫君） 25ページの予備費のところですが、これ、一般財源の3,990万。これの、これだけ予備費に充てるといふ、その想いといふか、内容について、お答へお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今回の予備費のお質しであります。今回の補正予算の全体像であります、大きくは今ほどらい、お話をいただいております国からの臨時交付金によるコロナ対策。併せて財調をそれに繰り入れていくということが主な内容であります。そのほかあの、国庫あるいは県費での介護保険関係の補助金。これは歳入と同額の歳出程度があります。つきましては今回の補正予算ですけれども、繰り返しになりますけれども、国の補助金と財調で概ね組んでいた。その時点で今回、起債対象でなかったものをある程度、起債対象にしたということから、一般財源としましては繰越しの2,600万、2,631万6,000円、プラスアルファで起債の充当分。これを残余の額として予備費に入れさせていただいたということでございます。



○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第69号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の再開は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） 午後の会議を再開します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案70号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会  
計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案の説明に入る前に、資料の配付を許可いただきたいと思っています。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは議案第70号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）ご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ198万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,398万9,000円とする内容でございます。

6月につきましては、国保税の本算定ということで、まず国保税率の考え方についてご説明を申し上げて予算の内容に入らせていただきたいと思います。

お手元に配付をさせていただいた資料をご覧くださいながらご説明させていただきたいと思います。

まず平成30年度の国保改革に伴いまして、都道府県が国保の財政運営の責任主体となっております。町としましては、保険税を賦課徴収をしまして、国の示す納付金を納付することになってございます。令和2年度の納付額に基づいて算定をしました国民健康保険税率の考え方について改めて申し上げさせていただきたいと思います。

まず資料の上段にございます納付金額①というものがございしますが、これが県へ納付する金額になります。総額で1億1,091万8,025円となっております。昨年度と比べまして987万2,000円ほど減額となっております。次の②の欄、調整額（+）とございますが、下の表にございます調整額が（+）の内容になってます。保健事業であったり、特定検診等に係る町で実施をする事業を見込んでございます。直診勘定繰出金4,400万となっておりますが、これにつきまして平成30年度の数字を入れてございますが、この部分については特別調整交付金で見られるということで下に記載になります。で、その隣、調整額（-）③という欄ございますが、これにつきましては事業を行ううえで、国・県から制度に基づき繰入される金額になります。総額で7,241万3,659円を見込んでございます。その隣が④としまして納付金額からそれぞれ、②・③を調整して残った額、合計で

9, 028万7, 366円になります。これに徴収率等の調整率を掛けさせていただいて、額が⑤の欄になります。⑥につきましては保険基盤安定繰入金ということで、保険料の軽減分、7割・5割・2割軽減。これを町から繰入分ということで1, 291万4, 000円ほどを差し引きました最後の⑦保険税算出額総額で7, 921万5, 950円。これが保険税として賦課させていただいたことによって、①の県への納付を行うというものになります。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。令和2年度国保税率についてということで、①が現行の税率になります。②につきましては参考値でございますけども、県が示した只見町の標準保険料率となっておりまして、③につきましては先ほど申しあげました必要額。これを賄うために算出した税率ということになってございます。それぞれ右の欄に、現行の税率との差を記載しておりますが、②でみますと、医療と後期高齢支援金を合わせて数字でみますと、所得割で0.15パーセント低くなっておりまして、均等割で396円、平等割で1,590円高くなります。同様に、③と比較をしますと、所得割で0.22パーセント低くなりますが、均等割で1,600円、平等割で2,000円高くなるというような試算になります。次に中段の表になります。これにつきましては税率を据え置いた時の試算結果ということで、①による試算になります。②の欄、必要税額というのが先ほどの1枚目のペーパーで説明をした金額になりますが、これを賄わなければならないのですが、現行税率で試算をさせていただくと③になります。医療分で4,713万7,000円、後期分で2,202万9,000円、介護分で785万2,000円ということで、トータルでみますと219万6,000円が不足するということになります。医療のほうでは大きく420万ほど不足しますが、後期のほうで170万ほど超過すると。介護の分については均衡しているというような状況になってございます。その下に今年度の考え方ということで記載をさせていただきます。後期・介護分については部分的な超過みられるものの、今後の増額の影響を抑えること。また、医療分については大きく不足していることから増額ということも考えられますけども、今般の新型コロナの影響など、現在の社会状況を考慮しますと、税率については据え置きとして全体として不足する部分については基金からの繰入により対応することとしたいということで、今年度については据え置きということで税率は考えさせていただいております。尚、一番下の表につきましては、参考までに県で示した町の標準税率で試算をした場合であります。医療、後期、介護ともそれぞれ調整をされておりますけれども、200万円ほど不足するというものは税率据え置きとほぼ変わらないという状況になってござい

ますので、税率変更については今年度行わないということにさせていただきました。

次に、2枚目の表をご覧くださいと思います。支払準備基金の状況でございます。左側の表の上段、基金保有額の目安になります。保険給付費等の3ヵ年平均の4分の1相当が目安となる金額になりますが、これが1億62万3,688円ほどになります。その下の表が現在の保有額になります。平成30年度末の保有額が1億95万5,747円でございます。令和元年度中に剰余金積立及び財源不足分としての取り崩し、併せまして、令和元年度末では9,744万5,900円ということで、350万円ほど減額をしているという状況になってございます。右のグラフについては保険給付費の推移でございます。多少、減少傾向にございましたけれども、近年は横ばいとなっております。その下の表につきましては郡内町村の基金保有額、あと非保者数、一人当たりの保有額等になってございます。

以上、今年度の保険税率の考え方を説明申し上げたうえで補正予算の内容、ご説明を申し上げます。

予算書のほうにもどっていただきたいと思います。5ページご覧くださいと思います。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税、医療、後期高齢、介護納付金、それぞれ今申し上げた税率据え置きで算定をさせていただいて、当初予算との比較でそれぞれ減額、増額をさせていただいております。

次の県支出金の県補助金でございますが、昨日、議決いただきました傷病手当の支給にあたり特別調整交付金で財政調整されるということで、その部分100万円を見込んでございます。

繰入金でございますが、一般会計繰入金について、保険基盤安定繰入金につきましては保険税の軽減分、今回、税率据え置きで算定をさせていただいた中での軽減分の減額ということになります。基金繰入金につきましては200万円を不足分としてお願いしてございます。

繰越金については118万4,000円で計上させていただきました。

歳出になります。7ページです。

保険給付費、傷病手当金ということで100万円を見込んでございます。

以下、納付金等につきましては財源内訳の補正をお願いしてございます。

予備費に989万円を増額して予算編成をさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） これで説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほどの説明資料の中の2ページの中で、2ページの下の表のちょっと上のところで、新型コロナによる影響の中では増額しないほうが良いと考えるというふうに、前年と、昨年度と同じ税率ということなんですが、この中では、特にやはりコロナウイルスで収入が減って大変困っている方も多いという中で、やはり基金の活用というのはもう少し踏み込んで検討しなかったのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今般、通常で積算すると219万6,000円ほど不足する中で基金で対応させていただくということで考えてございます。で、今年度というか、昨年、この課税所得について伸びておりますことから、税金についても若干伸びる部分もございませぬけれども、このコロナの影響により来年の課税をする段階で所得額が減ることが予想されます。そうなりますと、今年度、税率を下げってしまうということになりますと、その部分も逆に差が大きくなってしまうということもございませぬので、今年度については据え置きをさせていただいて、来年度の所得減を見越した対応をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませぬか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 8番、反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） 反対討論。

それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この提案に対して私は反対の立場で、反対で討論をいたします。

私はこの間、この国保税については、何度も基金を活用して軽減を図るべきだということを提案してまいりました。で、国保税でいけば、平成20年からちょうど後期高齢者医療制度が発足して、75歳以下の人の給付費でみれば、そんなにこう、大きく給付費が増えるということは年間の金額でみてもありません。ただ、保険加入者世帯はどんどん減ってきますから、一律にはいえませんが、しかし、この問題の保険税が高くなっている最大の問題は、やはり国が税と社会保障の一体改革ということで、元々、給付費の50パーセントみていたものを30数パーセントまで下げてきた。それがやはり町民に負担を強いている大元になっているというのは何度もこの間申し上げてきました。そしてまた同時に、平成30年度から広域化になって、全国知事会は1兆円の国が財政支出をこの間求めてまいりました。しかし、それに対して国は3,400億円。これは平成30年から5年間に限って3,400億円の激変緩和措置を講じるということでのお金をまだ出しているところではありますが、やはり大きくは、国のそういう政策での町民に負担を強いる。国がお金を出さない。ここに最大の問題があるわけです。しかし、同時に私は1億円近い基金があるわけですから、やはりこれは有効に活用すべきだというのが持論であります。ちなみに、平成20年度と令和、今回の提案、比較しますと、所得割。これは医療給付費分と後期高齢者支援金分、足した分ですけれども、所得割は5.45パーセントでした。それが今回は9.06ということで、3.61パーセント上昇しております。で、所得割についても2万円から3万700円ということで、1万700円の増額です。平等割も平成20年度が1万5,400円から2万500円となって、5,100円のアップになっております。一人当たりの課税額でも平成20年当時は4万9,999円。で、現在の提案の中身では7万8,963円ということで2万8,962円。世帯当たりの課税額でも平成20年は8万8,984円。これが現在では11万8,828円ということで、2万9,844円と、この12年間でのやっぱり負担増が大きくなっていると思います。そういう点では、この基金のですね、平成20年から令和元年、この12年間での取り崩し金額は約6,000万です。平成20年当時は1億5,000万、1億5,700万ほどありました。そういう点では、来年度、収入が落ちてという問題もあるでしょうけど、今の基金で充分、私は、まだ対応できていけるというふうに思います。そしてまた同時に、この収入のない子供さんから保険税を取るというこの均等割。

一人当たりお金を取る制度。これもやはり税制からいってもおかしいものだという事この間提案してきました。で、ここもやはり、町独自に、収入のない子供さんからは税金を取るのを改めて、条例も改正して、子育て世帯の軽減策を講じるべきだということも申し上げてまいりました。今後もそういう角度を求められることをお願いするものでありますけれども、今回、そういう点で、まだ基金の活用、不十分であります。で、金額も高くなっているままの提案ですので私は反対いたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第3、議案71号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第71号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ488万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,088万4,000円とする内容でございます。

5ページの事項別明細からご説明申し上げます。

まず歳入でございます。第1号被保険者保険料ということで、昨日、議決をいただきました保険料の改正に伴う保険税を算定して減額をさせていただいております。その部分を次の繰入金で低所得者保険料軽減繰入金という形で、国・県の補助を合わせて町からの繰入ということで454万8,000円を繰入させていただいております。繰越金については448万8,000円でした。過年度収入ということで令和元年度の給付費の精算交付金39万6,000円を見込んでございます。

6ページご覧いただきたいと思います。歳出でございますが、諸支出金の中で償還金としまして令和元年度の介護給付費等の国庫負担金、支払基金等の交付金、それぞれ精算による返還金を477万5,000円見込んでございます。次の被保険者保険料の還付金ということで、保険料未還付分の予算を11万ほど増額をさせていただいております。予備費1,000円の減額で調整をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） これで議案の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案71号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第4、議案第72号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第72号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ156万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,356万2,000円とするものでございます。

また5ページからご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、一般会計からの繰入金としまして、職員給与費等繰入金156万2,000円をお願いしてございます。

歳出でございますが、6ページになります。報酬、職員手当、共済費、旅費ということで、会計年度任用職員の報酬及び手当等になります。当初では週3日の勤務ということで予定をしておりましたが、週5日勤務いただけるということで、その分の増額をお願いするものでございます。

以下、7ページについては給与費明細書になってございますので、7ページ以降ご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これも一般会計の際にお尋ねしましたが、会計年度任用職員の、4月1日からの給与、待遇、変わったわけですが、これについてあの、どういうわけで、こうなったかという説明は一般会計の時と同じように対象の職員にされたでしょうか。また、されただけであれば、その場で、特にその、どんな話があったのかお聞かせ願いたい。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 一般会計の補正の際に、総務課長申し上げた説明会。これ、町全体としてやっていただいておりますので、その中に参加いただいているというふうにご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第72号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第5、議案73号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第73号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ168万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を2億168万円とする内容のものでございます。

第2条といたしましては地方債の補正。第2表によるという内容でございます。

ページ3ページをお開き下さい。第2表 地方債の補正でございます。起債1、過疎対策事業。2、水道事業債。それぞれ予定を限度額を引き上げる内容で補正をお願いするものでございます。

次に、歳入、説明申し上げます。6ページであります。繰入金につきましては簡易水道事業の基金繰入金を300万円減額いたします。これにつきましては、このページの下、款の9、起債の申請による調整でございます。7の繰越金でございますが、これは令和元年度の繰越金52万円ということになってございます。8の諸収入でございますが、物件移転補償費。これは国道289号の黒谷地内の拡幅改良工事に伴う県補償費でございます。

続いて、7ページの歳出でございます。款の1の維持管理費。目の1、設備整備費でございます。工事請負費でございますが、これは先ほど歳入の中で申し上げました国道289号の黒谷地内の国道改良工事に伴います水道施設の移設等の整備工事になってございます。今回、県の工事の進捗に合わせまして、今般、工事が実施できる見込みになりましたので、この補正をお願いしているものでございます。次に予備費であります。63万5,000円をもって調整をさせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第73号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎専決処分の報告について

○議長（大塚純一郎君） 日程第6、報告題2号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決第3号 只見町税条例等の一部を改正する条例から、順次、担当課長より説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 説明の前に資料配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは報告第2号 専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして議会において指定されております下記について別紙のとおり専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。

専決第3号であります。只見町税条例の一部を改正する条例であります。これにつきまして

ては今般、専決処分をお願いしております税条例の改正につきましては、令和2年度4月1日より施行されました地方税法等の一部を改正する法改正でありまして、所要の改正を行う必要が生じたため専決処分をお願いするものであります。

主な改正点を資料により説明させていただきます。

まず法律の要点で概要であります、大きく2点であります。

1点目につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の対応ということでありまして、現に所有している者の申告の制度化。使用者を所有者とみなす制度の拡大が1点目。2点目としましては、固定資産税の特例措置を追加するもの。5点ほど記載がありますのでご覧をいただきたいと思っております。

新旧対照表。主なものをご説明いたします。新旧対照表の2ページ目をご覧いただきたいと思っております。下段の54条の第5項であります、固定資産税の納税義務者について、所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための措置で、所有者が明らかにならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定の追加であります。4ページ目をご覧いただきたいと思っております。4ページ目、下段の74条の3であります、これにつきましては固定資産税台帳に登録されている方が死亡している場合、現所有者に必要な事項を申告させることができる規定の整備であります。飛びまして、12ページ目をご覧ください。12ページ目、中段からの附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の課税特例を3年間延長し、令和5年とするものであります。主だったものは以上のとおりですが、その他の改正につきましては、法律の改正に合わせた文言の整理並びに主に元号の改正でありまして、平成を令和に表記するものが主であります。

以上、主だった内容を説明しましたが、よろしく願いいたします。

続きまして、専決第4号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これにつきましても令和2年3月31日付、地方税法施行令等の一部が改正されたことによりまして、国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じたため専決処分をお願いするものであります。

資料をご覧いただきたいと思っております。改正概要につきましては、1点目、基礎課税額等に係る課税限度額を引き上げるもの。2点目としましては、減額の対象となる所得基準を引き上げる改正であります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第2条並びに第22条の1項につきましては、基礎課税額における課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金の税額を16万円から17万円に引き上げるものであります。22条1項第2号並びに3号につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数の数に乗すべき金額を5割軽減の対象世帯については28万円を28万5,000円に、2割軽減の対象世帯につきましては51万円を52万円に引き上げるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○総務課長（新國元久君） それでは、専決第5号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第11号）についてご説明を申し上げます。

令和元年度只見町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条であります。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ6,741万円追加をいたしまして、総額を57億6,421万8,000円とする内容であります。

2表としまして繰越明許費の補正。3表としまして、地方債補正をお願いをしております。

これを地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。

内容を申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正。歳入の表であります。令和元年度、最終的にはここに記載のとおり、一番右側になります。左側に款がありまして、最終的には補正前の額、補正額がありまして、計。これが最終の額ということになります。町税につきましては、こういった額で、町民税1億7,102万円。固定資産税6億7,995万等々で最終の専決処分をさせていただいたということになります。ちょっと下、中段よりちょっと下であります。地方交付税。款の9であります。今回、総額であります。27億6,183万1,000円。歳入総計が57億6,421万8,000円でありますので、47.9パーセントが地方交付税であったという内容でございます。2ページをご覧いただきたいと思います。使用料・手数料から、3ページの環境性能割交付金まで、それぞれ所要の増減の補正をさせていただいております。

4ページが歳出の表になります。議会費から、次の6ページまで、それぞれの款に亘りまして、概ね減額でございますけれども補正の措置を整理、予算整理の措置をさせていただ

たという概要であります。詳細については事項別明細で申し上げます。

7ページが繰越明許費の補正であります。変更でありまして、6件ほど、従前の額から変更後の額に変更させていただいたもの。追加としまして、新型コロナウイルス対策事業から、その下、3件の追加をさせていただいたという内容でございます。

続きまして、8ページが地方債の補正であります。今回の最終専決に伴いまして辺地、過疎。所要の補正をさせていただいたということでもあります。若干の減額であります。

9ページが事項別明細の総括表。歳入になります。そして10ページが歳出の総括表となります。

11ページから細かな表になりますので内容、ご説明を申し上げます。

まず11ページの町税、町民税。そして、その下の固定資産税、軽自動車税とも最終的な確定の額での補正をさせていただいたということでございます。12ページ、たばこ税から入湯税、譲与税、地方道路譲与税、利子割交付金までも同様であります。各定額での補正でございます。13ページの配当割交付金から、一番下段の交通安全対策特別交付金までも、これも確定によります過不足の補正であります。地方交付税、先ほど申し上げましたが、今回、最終的には特交で2億8,100万余りの追加、震災復興特別交付税で600万円ほどの追加をさせていただいたということになってございます。14ページ、分担金及び負担金。そして15ページの使用料・手数料まで、それぞれの皆さん方から分担金をいただくもの。あるいは使用料等々でご負担いただくものの最終の確定値での補正であります。16ページの国庫支出金。これについても各事業の進捗に伴いまして、最終的な補助額等々、あるいは交付額等々決まりました。それによりましての国から、あるいは18ページにまいりますと県ですけれども、そこからの交付金、負担金、補助金等々の確定値での補正をさせていただいたものでございます。21ページ、財産収入になります。これにつきましても確定での所要の補正であります。利子につきましては金利が低いということもありまして、109万円の減額となっております。22ページが財産収入。これについても確定でございます。寄附金につきましてはふるさと納税の確定によります増額お願いをしております。22ページの一番下、繰入金であります。各基金からの繰入金ですけれども、最終専決において財政調整基金1億ほか、各基金への繰り戻しといえますか、歳入の減を行っております。24ページまでは雑入等々になっております。25ページが町債になっております。最終的な町債の発行額に対しての過不足、増減の最終補正を行わせていただいております。

以上が早口でありましたが、歳入の概要であります。

いずれも確定値によります補正をお願いしてございます。

26ページから歳出になります。各費目とも不用額の整理ということが大きな内容でありまして、特段、内容の特殊なもの、あるいは金額の大きなもの、あるいはある程度、一定額以上の増額等々については説明を差し上げたいと思います。

議会費。最終的に不用額の減額ということで処理をさせていただきました。

続きまして、27ページ総務費の目の1、一般管理費であります。報酬から、このページは共済まで、不用額の減額であります。給料につきましては特別職。副町長の給料等々、最終的には減額をさせていただきました。職員手当、共済費も不用額の減額でございます。28ページ、賃金からであります。全て、一般的に庁舎管理等々、一般管理をしたうえでの不用額の減額であります。暖冬のせいか、灯油等々も190万ほどの減額となりました。修繕料。これ、役場庁舎に関しての修繕でありますけれども、暫定移転も完了しまして、修繕費500万ほどの残額が発生をいたしました。しかしながら、この建物、建築から30年経過ということで、今後も経常的な修繕が発生する見込みでありますのでお含みおきをいただければと思います。その下段、委託料から29ページまで、不用額の減額をさせていただいたものでございます。

○地域創生課長（星 一君） 30ページ上段、文書広報費につきましては不用額の減額でございます。

○総務課長（新國元久君） 目の5、財産管理費。これにつきましても同様であります。修繕、あるいは手数料、委託料等々、不用額の減額でございます。

○地域創生課長（星 一君） 6目の企画費でございます。報酬から共済費までは人件費確定による減額。31ページにまいりまして、賃金から負担金、補助についても確定による減額でございますが、13の委託料。只見線観光路線化モデル創出事業委託料950万ほどの減額でございますが、こちらは台風19号の影響等で事業が実施できなかった部分についての減額でございます。

32ページにまいりましてユネスコエコパーク推進費。こちらにつきましても事業確定による減額でございます。負担金、補助でエコパーク活動支援補助金が100万円の減額でございますが、実績としては3件でございました。

8目のブナセンター費。最下段になります。こちらにつきましても報酬から共済費までは



人件費の確定による減額。賃金から工事請負費までは事業確定による減額でございます。

○総務課長（新國元久君） 34ページ、目の9、情報システム管理費です。この費目はご承知のとおり、町の財産関係の総合的な費目ではありますが、需用費から使用料、賃借料まで、業務執行に伴いましての不用額、減額をさせていただくものであります。

○振興センター長（梁取洋一君） 10目、只見振興センター費ですけれども、1節、報酬から19節、負担金、補助及び交付金まで、事業実績による減額です。35ページ、13委託料。休日夜間管理委託料は新型コロナウイルス関係で施設使用が少なかったことによる減。バス借上料ですが、利用30万のうち1団体の利用でした。管理用備品費は集会施設の音響設備の請け差によるものです。地域づくり交付金。23件の申請があり、22件に交付決定しました。

翌36ページですけれども、11目、朝日振興センター費ですが、こちらも4節、共済費から、19節、負担金、補助まで事業実績による減額です。37ページ、バス借上料については1団体の利用がありました。地域づくり交付金については9件の申請のうち8件に交付決定しております。

12目、明和振興センター費も同様に事業実績による減額です。報償費、講師等謝礼は公民館まつり等の事業ができなかったための減額です。次ページですけれども13節、委託料については浅雪のため除雪等行っておりません。14節も同様に除雪機借上料等、使用がありませんでした。バス借上料については2団体の利用がありました。地域づくり交付金については16件の申請のうち15件に交付決定をしております。

○町民生活課長（渡部高博君） 38ページ下段であります。13目、交通安全対策費であります。報償費としまして運転免許の自主返納の報償費。若干、人数が増えまして増額をお願いしております。その他につきましては事業確定によります減額であります。

○総務課長（新國元久君） 38ページ、最下段の財政調整基金費であります。利子の積立でありますけれども、利子の額が少なかったということで減額をさせていただいております。

39ページの諸費であります。今般、公共施設等再生整備基金積立金として4億円、予算化をさせていただきました。これにつきましては今後、実施する予定であります道の駅。そして、季の郷湯ら里の改修ということもありまして、そういった財源確保のために今回、積立をさせていただいたものでございます。自然首都・只見応援基金の積立金につきましては歳入と同額の積立。その下の利子収入等々の積立については利子額の少なかったための減額

となつてございます。

○町民生活課長（渡部高博君） 39 ページ下段であります。徴税総務費並びに賦課徴収費につきましても、39 ページ並びに翌40 ページまで、事務確定によります整理予算をお願いしております。

40 ページの下段であります。戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましても2 節の給料から、次のページの需用費まで、事業確定によります整理予算をお願いしております。負担金、補助及び交付金につきましてもマイナンバー作成者の増員ということで経費が増えたということで7万4,000 円ほど増額をお願いしております。

○総務課長（新國元久君） 41 ページの中段から下、選挙費であります。選挙管理委員会費、不用額の減額であります。

その下、目の2、選挙啓発費につきましてもそういった内容でございます。

目の3、参議院通常選挙費。7月21日執行でございましたが、こういった形で不用額の減額精算をさせていただいております。

43 ページ、県議会議員選挙費。これにつきましても11月10日執行でありました。119万5,000 円の減額をさせていただいております。

続きまして、44 ページの中段から下であります。3月29日執行の町議会議員選挙費であります。128万6,000 円の減額であります。報酬から以後、46 ページの負担金まで精算での減額をさせていただいたものであります。

○地域創生課長（星 一君） 統計調査費。委託統計調査費でございます。事業確定による不用額の減額でございます。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、民生費、社会福祉総務費でございます。4の共済費以下、不用額の減額になってございますが、委託料、プレミアム付商品券発行支援委託料ということで、消費税増税に伴って子育て世帯等へ向けたプレミアム付商品券の発行。国の補助で行ったものでございますが、見込んだ利用がなかったということで1,900 万ほど大きな減額になってございます。

続きまして、老人福祉費につきましても整理、不用額の減額となっております。高齢者生活福祉センター運営委託料ということで事業実施に伴って500 万円ほど減額をさせていただいております。

障がい者福祉費につきましても、障がいサービス等の実施に伴う、ほぼ減額でございます。

若干、扶助費の中で不足する分、増額をさせていただいている分ございますが、対応させていただいた部分でございます。

老人保健費につきましても不用残、それぞれ減額をさせていただいております。

51ページ、在宅介護支援センター費。これも支援センターの運営委託料でございますが、事業実施の実施結果による減額400万ほど減額させていただいております。

介護保険費につきましても、あさくさホームの運営費補助金。当初見込んだ額より320万ほど減額をさせていただきました。介護保険事業特別会計の繰出金についてもルールに基づく繰出、それぞれ減額をさせていただいております。

社会福祉活動センター費につきましても、施設管理費に伴う減額、不用残の減額でございます。

52ページの中段から、民生費の児童福祉費になります。児童福祉総務費につきましても不用残の減額です。

児童措置費も児童手当、それぞれ事業確定、給付確定に伴う減額をさせていただいております。

只見保育所費、朝日保育所費、明和保育所費につきましても、それぞれ全て、不用残の減額措置をさせていただきました。

55ページに移りたいと思います。衛生費になります。保健衛生総務費につきましても、4の共済費から扶助費まではそれぞれ減額となっておりますが、償還金にあります療養給付費の返還金ということで、精算により一部返還が生じたということで、精算による返還でございます。繰出金につきましても各特別会計へ繰出し、国保事業特別会計への繰出金は減額。施設会計、診療所への繰出金については運営費243万1,000円を増額させていただいております。

予防費につきましては、インフルエンザ等、予防接種等、それぞれワクチンの予防接種等、事業確定に伴う減額をさせていただきました。

○町民生活課長（渡部高博君） 57ページ下段、環境衛生費であります。職員手当から、58ページ上段の工事請負費まで、事業確定によります整理予算をお願いしております。

○保健福祉課長（増田栄助君） 58ページ、保健事業費でございます。これにつきましても、それぞれ事業確定に伴う減額を行っております。

保健センター費についても、施設管理費において火災報知機の改修工事等、減額をさせて

いただきました。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、農林水産業費でございます。

1 目の農業委員会費、農業総務費、農業振興費。それぞれ額確定による減額でございますが、備品購入費にあたりましては公用車 1 台購入する際に、安全装置、ドライブレコーダーでございますが、追加購入をしたということで 2 万 9, 0 0 0 円ほど増額をさせていただきました。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、4 目、山村振興費でございます。山村振興費につきましては地域おこし協力隊の費用弁償含めまして需用費、事業確定によります精査補正となっております。

5 目、交流施設費であります。交流施設指定管理料 4 0 0 万ほどの減額になっておりますが、年度精査によります不用額の減額でございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、畜産業費から 7 目の農地費、そして 6 1 ページの農業機械費にかけまして、それぞれ額の確定によります減額の補正となっております。

続いて、6 1 ページ中段であります。林業費であります。林業総務費、それぞれ人件費。それから補助金の額の確定による減額。

林業振興費におきましては、森林環境交付金の事業精査によりまして 3 3 万 7, 0 0 0 円ほど増額をさせていただいております。

以下、3 の林道費、賃金、需用費。それから治山費。翌 6 2 ページにかけまして、額の確定によります不用残の整理でございます。

水産業費につきましても、一般旅費。それから養魚場への指定管理料。額の確定によります減額でございます。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、7 款、商工費でございます。

商工総務費であります。職員手当、共済費とも額の確定によります精査補正ということになっております。

2 目、商工振興費でございます。需用費につきましては額の確定によります精査補正。負担金、補助金につきましては除雪費補助ということで事業のほう、それぞれ補助の事業完了によります不用残の補正ということになっております。その他の補助事業等々につきましても所定の補助金給付完了によります精査補正ということになっております。

3 目、観光費でございます。報酬以下、賃金、報償費、旅費、需用費、委託料。めくって

いただきまして64ページになります。負担金、補助におきまして全て事業完了によります  
不用残の精査補正ということになっております。

5目、観光施設費でございます。7節、賃金以下、需用費、役務費、委託料、使用料・賃  
借料、備品購入費、それぞれ事業完了によります不用残の減額補正ということになっており  
ます。

6目、只見スキー場管理費であります。需用費、委託料につきまして、額の確定により  
ます減額。また、指定管理料におきましては年度末の精査によります不用残の補正というこ  
とでございます。

7目、保養センター管理費におきましても年度末による精算によります不用残の補正とな  
っております。

○農林建設課長（渡部公三君） 続いて、土木費でございます。

土木総務費につきましては人件費の額の確定によります減額。

66ページ以降、道路維持費でございますが、事業の確定によります減額でございます。  
特に委託料につきましては暖冬、浅雪の影響もありまして、除雪の委託料等々が大きな減額  
となっております。

続きまして、67ページ、防雪センター費、道路新設改良費、橋梁維持費とも同様でござ  
います。なお、道路新設改良費の負担金でございますが、萬代橋復旧工事の負担金として、  
これは電源開発が実施をいたしました取付道路の部分でございますが、負担金の額の確定に  
によります減額でございます。68ページに亘りまして額の確定による減額になります。工事  
請負費につきましては橋梁長寿命化修繕工事として主な場所を実施管理をいたしております。

続いて、河川費でございます。河川費につきましても執行額の確定による減。

そして、住宅管理費でも同様でございます。なお、住宅管理費の補助金であります。克  
雪対策事業では昨年度は21件の実績となっております。

住宅建設費でございますが、定住促進外構整備ということで沖住宅の外構。これは繰越に  
よって今年度完了してございます。

続いて、土木費のまちづくり事業費、集会施設整備費であります。それぞれ執行額、確  
定しております。委託料につきましては檜戸の集会施設の設計委託というようなことで実施  
をいたしました。

以上でございます。

○町民生活課長（渡部高博君） 70ページ中段の消防費であります。非常備消防総務費であります。報酬から次ページ、71ページまで、繰出金まで事業確定によります減額をお願いしております。

○教育次長（馬場一義君） 72ページからが教育費になってございます。教育委員会費、事務局費。いずれにつきましても不用残の整理予算となっております。73ページも同様であります。74ページ、スクールバス運行費、奥会津学習センター費。こちら不用残の整理ということで減額となっております。

74ページの下の方から小学校費、学校管理費。こちら不用残の整理となっております。次の76ページ、教育振興費。それから77ページの只見小学校費、朝日小学校費、明和小学校費。いずれにつきましても事務実績に基づいての不用残の整理であります。

78ページは中学校費となっております。次の79ページ、只見中学校費まで含めて不用残の整理を行っております。

80ページ、社会教育総務費、放課後児童対策費。それから81ページの文化財保護費。いずれの節の項目におきましても不用残の整理を行っております。82ページ、考古館費も同様であります。

保健体育費、保健体育総務費と体育施設費。それから83ページの給食センター費。いずれにつきましても不用残の整理を行ったものでございます。84ページの給食費の残りの部分についても同様であります。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、災害復旧費でございます。1目の農地農業用施設の現年災の害復旧費でございます。昨年、台風19号の関係によります災害復旧費、執行してございます。それぞれ不用残の整理でございます。

2目の林道現年災につきましても昨年10月発生しました台風19号によります各所の復旧事業を実施した実績でございます。

85ページの3目、農地農業用施設の過年災害であります。29年災が一部残ってございました。布沢・坂田方面でございます。実施をしまして完了してございます。

また、4目の林道過年災害復旧費におきましても29年災の倉前沢白沢線ほか、対応して実施を行っております。

公共土木災害につきましても現年災としまして、同じく台風19号によります町道の法面の崩れた箇所等の小規模災害復旧を対応してございます。

以上でございます。

○総務課長（新國元久君） 86ページの中段からが款の12の公債費になります。一時借入金の子等々を今回減額をさせていただいております。

款の13、予備費773万1,000円で最終専決予算、編成をさせていただいております。

87ページが特別職の給与費明細。88ページが一般職の給与費明細となっております。以上であります。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、専決題6号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,604万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9万5,000円とする内容でございます。

事項別明細で説明をさせていただきます。6ページからご覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、まず保険税でございます。現年度分につきましてはそれぞれ減額をさせていただきました。滞納繰越分について、若干、増額をさせていただいております。

県支出金、県補助金につきましてはルールに基づきまして交付をされましたので、確定額で計上させていただいております。

繰入金につきましても一般会計からの繰入金、それぞれルールに基づきまして算定した結果、増減ございますが、減額、ほぼ減額をさせていただいております。基金繰入金についても同様でございます。

次、9ページ、歳出でございますが、一般管理費。その下、賦課徴収費、納税奨励費、運営協議会費、趣旨普及費等、事務事業の精査による不用残の減額でございます。

保険給付費につきましても、それぞれ医療費、療養費等、減額をさせていただきました。

介護療養費につきましても360万ほど減額。

出産育児一時金についても同様に減額をさせていただいております。

12ページ、葬祭費につきましても同様でございます。

その下、納付金につきましては財源内訳補整をさせていただいております。

13ページの下段、保健事業費、健診等の事業費でございますが、実績に基づく減額をさせていただきます。

14ページも保健衛生普及費ということで、これも事業実施に伴う減額でございます。

5の基金積立金につきましては、支払準備基金へ720万円を積立をさせていただいております。

以下、償還金等についても不用残の減額。最終的に予備費657万1,000円減額させていただいて予算を最終専決させていただいた内容でございます。

16ページについては給与費明細書となっております。

国保事業会計については以上でございます。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 専決第7号 令和元年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,368万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,883万2,000円とするものでございます。

それでは5ページをご覧くださいと思います。今般、看護師不足によりまして、入院収入でございますが、減額になってございます。最終的には7,340万1,000円ということですが、昨年と比べまして約2,200万の減額になってございます。

続きまして、外来収入でございますけれども、こちらのほう、最終的な金額1億1,058万4,000円でございますが、約、昨年度と比べまして800万の減額になってございます。

6ページをご覧くださいと思います。項の3の歯科外来収入でございます。こちらのほう、昨年と比較しまして、ほぼ同額でございます。今年度、3,449万4,000円でございます。昨年度は3,452万3,000円ということで、ほぼ同じ金額でなっております。

その他、最終専決で以下、その他の診療報酬。そして、7ページの訪問看護収入。その下の使用料及び手数料等についてはご覧の収入になってございます。

繰入金につきましてはご覧のとおりでございます。

8ページ、諸収入につきましては補正額143万6,000円ということになってございます。

9ページ以降、歳出でございます。診療所費、款の1、診療所費でございますが、9ページ。事業確定による減額が主なものですが、節の9、旅費でございますが、今般の医師、そして看護師確保のために旅費が不足が生じたのでお願いするもの、補正させていただ



いたものでございます。10ページになりまして、事業の確定による補正でございます。研究研修費。そして、医師住宅費につきまして事業確定によります減額になってございます。

11ページ、医科管理費につきまして、給料から需用費まで、事業確定によります減額になってございます。12ページになります。役務費。委託料の中で若干あの、金額の精査がございまして。そして、19負担金、補助金でございますけれども、医師の負担金等ございまして、こちら区分が変わったために増額になった医師の負担金等がございましたので補正をさせていただきます。

13ページ、医科医療用機械器具費。以下、9の歯科技工費まで、事業確定による減額でございます。14ページ、医業費、公債費、予備費につきましてはご覧の金額で補正をさせていただきます。

15ページ、給与明細費はご覧のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きます、専決第8号 令和元年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ186万8,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,063万1,000円としたものでございます。

5ページからご説明を申し上げたいと思います。まず後期高齢者医療の保険料でございます。特別徴収保険料36万1,000円ほど減額。逆に、普通徴収保険料については4万9,000円増額をさせていただきます。

繰入金については、一般会計からルールに基づく繰入、確定しましたので減額をさせていただきます。

以下、諸収入等については執行がなかった部分もございまして。執行残、不用残を減額をさせていただきます。

7ページの歳出でございますが、一般管理費。あと徴収費、滞納処分費等については事務執行後の不用残を減額させていただきます。

8ページの後期高齢者医療広域連合納付金ということで、歳入があったものを同額、納付金として広域連合のほうに納付をさせていただきます。歳入と同額で補正をさせていただきます。

公債費につきましては一時借入金の利子。還付加算金等について不用残を減額させていただいております。諸支出金についても同様でございます。

予備費を69万1,000円減額してゼロということで調整をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

続きまして、専決第9号 令和元年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,691万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,590万9,000円とする内容でございます。

中身につきましては6ページの事項別明細、歳入からご説明を申し上げます。

介護保険料につきましては、特別徴収で210万ほど減額をさせていただいて、普通徴収において140万ほど増額をさせていただいております。

国庫支出金の負担金、補助金につきましては国からの試算に基づく確定額を収入してございます。

支払基金交付金についても同様で減額をさせていただきました。

県支出金についても事業実施に伴います減額、確定額での減額をさせていただいております。

一般会計繰入金、8ページにございますが、介護給付費、介護予防費、任意事業費等、ルールに基づく事業実施に伴う減額をさせていただいております。

一番下の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、若干、増額をさせていただいております。

9ページの基金繰入金につきましては、当初見込んだ繰入、せずに済んだということで600万円減額をさせていただいております。

過年度収入と雑入については、それぞれ減額ですね。精算交付金については不用残、減額させていただいております。

10ページ、歳出でございます。一般管理費、認定調査等費につきましては事業実施に伴う不用残の減額。

保険給付費につきましては、それぞれ居宅介護サービス費、地域密着型、施設介護費等々、全て事業確定に伴う減額になってございます。

12ページの介護予防サービス費等についても同様に事業確定に伴う減額です。

13ページの下段、高額介護サービス等費についても同様に減額をさせていただきました。以下、高額医療合算、特定入所者介護費等々についても同様に不用残の減額でございます。

15ページの介護予防・生活支援サービス事業費につきましても同様でございます。

17ページにつきましても事業実施確定に伴う減額でございます。

包括的支援事業等についても同様でございます。

18ページ、任意事業。この辺につきましても同様でございますが、すみません、地域包括支援センター特別会計繰出金。これにつきましては増額をさせていただいて、地域包括支援センターの運営費に充てたものでございます。

以下、基金積立金までですね、19ページの最下段、基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金ということで、譲与金が発生しております。1,065万1,000円ほど基金に積立をさせていただいたということでございます。

20ページにつきましては整理予算、全て減額。

21ページ、予備費で178万2,000円減額をさせていただいて最終専決、調整をさせていただきました。

22ページは給与費明細書となっております。後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、報告いたします。

続きまして、専決第10号 令和元年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,681万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,386万7,000円とするものでございます。

第2条において地方債の補正を行っております。

3ページご覧いただきたいと思っております。空調施設設備の改修に伴う工事費に充てます過疎債及び介護サービス事業債の補正をお願いしております。若干、減額をさせていただいております。

続きまして、6ページ、事項別明細の歳入からご説明を申し上げます。

通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション費。若干、リハ部分の制限をさせていただいている部分もあり減額が大きくなってございます。逆に、短期入所につきましては1

60万円の増ということになってございます。

以下、歳入についてはそれぞれ利用実績に伴う増額及び減額をさせていただいてございます。

基金繰入金。7ページの中段になりますが、事業費及び運営費とも事業確定に伴います減額をさせていただきました。

雑入につきましては、空調設備、雷による被害があったということで、火災保険料を収入しておりますので増額をさせていただいております。

8ページにつきましては過疎債及び公営企業債。それぞれ減額をさせて、事業実績に伴う減額をさせていただいております。

9ページでございます。一般管理費としまして、職員給与費から負担金まで、それぞれ減額でございます。委託料の中で介護老人保健施設運営管理委託料については960万ほど減額となりました。

施設整備費につきましても事業実績に伴う減額。10ページの備品購入費についても同様でございます。

基金積立金は利子の不用残。一時借入金も不用残でございます。

最後、予備費140万1,000円減額してゼロとさせていただいて調整をさせていただいたところでございます。

12ページ、給与費明細書でございます。後程ご覧ください。

以上、報告をさせていただきます。

引き続きまして、専決第11号 令和元年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ77万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,262万2,000円とする内容でございます。

5ページの事項別明細書からご説明させていただきます。

歳入でございますが、計画費収入ということで8万9,000円減額。

繰入金につきましては、職員の給与費等に充てるものでございますが、介護保険事業特別会計からの繰入を191万1,000円増額をさせていただいたことにより、一般会計のほうで250万円弱減額をさせていただきました。

6ページ、歳出ご覧いただきたいと思っております。包括支援センターの事業行ううえでの人件

費等々、事務費。それぞれ不用残の減額をさせていただきました。

償還金の一時借入金については未執行での減額。

予備費につきましても全て減額をさせていただいて調整をさせていただきました。

8 ページは給与費明細書です。ご覧いただきたいと思います。

以上、報告を申し上げます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、専決第12号 令和元年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出総額それぞれ841万2,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ2億4,533万9,000円とする内容のものでございます。

内容でございますが、5ページをお開きください。

歳入につきましては、それぞれ、加入分担金の額の確定によります増額。

使用料につきましても、現年度、それから滞納繰越分。それぞれ額が確定いたしましての増額補正でございます。

手数料につきましては各種検査手数料。水道加入増に伴う増額等でございます。

続いて、6ページでございますが、国庫支出金であります。国庫補助金。これにつきましては、簡易水道施設の整備補助金として事業確定によりまして国の補助金の減額をするものでございます。

繰入金につきましては、それぞれ事業確定によります一般会計からの繰入。それから基金繰入。それぞれ増額、減額をしまして整理をしております。

続いて、7ページから歳出になります。水道総務費であります。昨年、水道料金の改定のため、審議会を開催、4回ほど開催をさせていただきました。それらも含めましての事業の整理、不用残の減額でございます。

また、維持管理費ではそれぞれ水道施設の維持費の不用残の減額でございます。

8ページにつきましては設備整備費につきまして、補正総額315万2,000円を減額して、それぞれ事業の完了によります不用残の減額になります。

交際費については利子の額の確定等でございます。

予備費で157万3,000円減額しまして調整をしております。

10ページは給与費明細となっておりますのでご覧ください。

以上でございます。

続きまして、専決第13号であります。令和元年度只見町集落排水事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ879万1,000円を減額しまして、歳入歳出、2億5,713万4,000円とする内容のものでございます。

また地方債の補正は第2表によるものでございます。

3ページに地方債の補正があります。それぞれの事業債の額の確定によります補正でございます。

続いて、6ページの歳入でございますが、それぞれ集落排水の加入分担金の額の確定。それから使用料の確定。コンポストの売払いの収入の確定等によります実績見合いによる減額でございます。

繰入金につきましても、一般会計、それから基金繰入の額の確定によります、それぞれ減額をさせていただきます。

起債については事業確定によります、それぞれ減額をさせていただきました。

8ページから歳出になります。総務管理費につきましてもは人件費の精算になります。

2の施設管理費については、それぞれの施設、浄化センター、また排水管、汚泥運搬。それぞれ実績による精算となります。

9ページにつきましてもは施設整備費として各種施設の改修工事等の実績によるものでございます。

公債費は利子の額の確定。

予備費232万3,000円減額によりまして調整をさせていただきました。

10ページ以降につきましてもは給与費明細になってございますのでご覧をいただきたいというふうに思います。

以上、説明終わります。

○議長(大塚純一郎君) ただ今説明が終わりました。

これをもって、専決第3号から13号までは報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎報告第3号の報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、報告第3号 令和元年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第3号 令和元年度只見町繰越明許費繰越計算書ご説明を申し上げます。

この繰越計算書につきましては、去る3月会議、そして、ただ今報告をさせていただいた専決処分の中で繰越とさせていただいたものでございます。

左側から、款、項。そして事業名、金額、翌年度の繰越額、繰越額のうちの財源というところで記載がされております。

衛生費での新型コロナウイルス対策事業費50万円の繰越。そして、農林水産業費、商工費、土木費、教育費。次のページの一番下段、災害復旧費まで、記載の内容で繰越をさせていただきました。ご覧をいただいたうえでよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって、報告第3号 令和元年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎報告第4号の報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、報告第4号 令和元年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 報告第4号 令和元年度只見町繰越明許費繰越計算書であります。

集落排水事業特別会計分でございます。

先ほど一般会計と同様でありまして、左から、款、項、事業名、金額、繰越額、財源の記載となっております。これにつきましては、令和2年の3月会議の補正におきまして議決をいただいております分でございます。施設整備費でありまして、項も施設整備費。事業名

は集落排水施設機能強化事業。金額 1, 578 万 4, 000 円のうち翌年度繰越が 1, 089 万円。その財源が右に記載のとおり国・県の支出金、そして地方債、一般財源となっております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって、報告第 4 号 令和元年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）は報告済みとします。

ここで、暫時、休議します。

休憩 午後 2 時 39 分

再開 午後 2 時 48 分

○議長（大塚純一郎君） それでは、会議を再開します。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎議案の追加

○議長（大塚純一郎君） ここで、お諮りします。

町長より、議案第 74 号 令和 2 年度只見町一般会計補正予算（第 4 号）、同意第 4 号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて。経済文教常任委員長より、陳情 2-3、陳情書 町道の集落内拡幅をお願いする件についてに係る委員会審査報告が提出されました。

また陳情元-17 会津地方への自衛隊駐屯地誘致について及び陳情 2-4 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書についてを審議したいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4、追加日程第 5 とし審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕



○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 同意第4号 委員会審査報告及び陳情元一17、陳情2-4を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、議案第74号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第74号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第4号）ご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加しまして、歳入歳出それぞれの総額を58億9,076万5,000円とする内容でございます。

一枚おめくりをいただきますと、第1表 歳入歳出予算補正の歳入の表になります。基金繰入金として1,300万円の増額であります。

その次のページ、2ページが歳出であります。商工費で1,300万円の追加でございます。事項別明細で内容を申し上げます。

今回、新型コロナウイルス対策関連の事業の追加をさせていただきたい内容でありまして、5ページをご覧をいただきたいと思います。

その財源としまして基金繰入金であります。財政調整基金から1,300万円を財源として繰入れて事業執行したいものでございます。

歳出については観光商工課長お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは歳出についてご説明をさせていただきます。

予算書6ページでございます。7款、商工費の2目、商工振興費であります。12節、委託料で飲食弁当事業者応援クーポン事業委託料1,300万円の増でございます。こちらにつきましては、先ほど一般会計補正予算（第3号）におきまして、町民皆様に2,000円のお食事券を配布をさせていただき事業を議決をいただきましたが、議論の中で様々ご意見をいただきまして、町民の皆様の現在の状況、またタイムリーな、スピーディーな対応といったようなこともございました。そういった中で今まさにスピーディーに対応できる部分ということで、このクーポン券の発行を2,000円から5,000円に増額をさせていただきまして、町民皆様に5,000円分のお食事券、これを配布をさせていただくべく増額をお願いしたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 非常に良いことだなと思います。それである、プレミアム商品券の場合だと10月31日までという使用期限がございますが、これはいつ頃、町民にお配りして、いつ頃まで使用していただくような計画でしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） こちらの券につきましては、ご議決いただきまして、現在、現在といたしますか、早めに、スピーディーにこちらのほう、事務のほう進めさせていただきまして、今の予定としましては7月上旬には町民の皆様にお配りをさせていただきまして、この後の商品券、別の商品券の配布等もございますので、終期につきましては10月31日、プレミアム商品券と同じ使用期限という形で使っていただくことを想定しております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

それではこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第74号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第2、同意第4号 朝日財産区管理委員の選任に  
つき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、直ちに議案の説明を求めます。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第4号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることにつ  
いてをご説明申し上げます。

朝日財産区管理委員会条例（昭和34年只見町条例第79号）第3条の規定により、下記の  
者を財産区管理委員会として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、住所、生年月日の順に申し上げます。矢澤照嘉、只見町大字黒谷字沖1694番地  
の1、昭和17年8月30日生まれ。菅家達朗、只見町大字黒谷字町512番地、昭和24  
年7月19日生まれ。横山平、只見町大字檜戸字上ミ方441番地、昭和26年10月30  
日生まれ。酒井敏紀、只見町大字福井字後田1086番地、昭和29年3月28日生まれ。  
渡部公章、只見町大字小川字関野503番地、昭和21年10月18日生まれ。吉津謙三、  
只見町大字長浜字川除1017番地1、昭和23年8月8日生まれ。目黒義行、只見町大字

熊倉字居平396番地、昭和23年3月1日生まれ。

任期につきましては、令和2年8月1日から令和6年の7月31日までの4年間となります。

以上、よろしく同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

この案件は人案件でございますので、質疑・討論を行わないで採決という方法を採用したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

同意第4号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情書 町道の集落内拡幅をお願いする件について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、陳情2-3 陳情書 町道の集落内拡幅をお願いする件についてを議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員長、鈴木好行君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴木好行君 登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴木好行君） 資料の委員会審査報告書をご覧ください。

経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

（1）審査事件。陳情2-3 陳情書 町道の集落内拡幅をお願いする件について。陳情

者、布沢区長、菅家英祐さんでございます。(2) 審査経過。本事件は、令和2年4月第2回会議において付託を受け、令和2年4月30日、5月13日、5月19日、5月26日、6月9日の委員会で審査いたしました。この間、町当局と共に現地調査を実施し、陳情者からの説明を受けております。審査結果、採択。その理由として、本件は、布沢集落太田地内の町道の道路拡幅を求める陳情であり、当委員会では陳情者による現場説明及び町当局の意向等を基に審査しました。審査結果として、河川側への拡幅は河川幅員が狭くなり、県との協議が必要になることから困難ではあるものの、対向車とのすれ違いや冬期間の道路除雪が困難な現状や、集落内でのUターンもできない危険な状況を確認したことから、道路拡幅の必要性を認識しました。できることとして、集落側の希望でもある側溝の有蓋化と、集落内に待避所を設置することは可能なことから、住民の安全性、有益性を考慮した結果、本件は採択すべきものといたしました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 報告は終わりました。

これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ありません。

それではこれで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情2-3は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会津地方への自衛隊駐屯地誘致について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第4、陳情元-17 会津地方への自衛隊駐屯地誘致についてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情元－１７については、会議規則第９２条第２項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情元－１７については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情元－１７を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立３名〕

○議長（大塚純一郎君） この陳情に、採択することに賛成の方は起立で、３名ですね。

起立少数です。

したがって、陳情元－１７については不採択することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第５、陳情２－４ 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情２－４については、会議規則第９２条第２項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情２－４については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情２－４を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情２－４については採択することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りします。

齋藤邦夫議員より、発議第１号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第６とし審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第１号を日程に追加し、追加日程第６として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める  
意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第6、発議第1号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、  
被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 発議第1号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒  
の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたし  
ます。

提案者、只見町議会議員、齋藤邦夫。賛成者、只見町議会議員、山岸国夫。同じく、鈴木  
好行。同じく、小沼信孝。同じく、佐藤孝義でございます。

それでは、別紙の案文を読み上げます。

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○10番（齋藤邦夫君） 省略でいいですか。

では、案文を省略いたします。

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第1号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求



める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

本6月会議につきましては、新しい構成の議会の皆様方に、提案をいたしました議案、それから条例等につきまして、さらにコロナ対策に関わる追加議案、それから同意につきまして、全てご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

現在、地球上でも新型コロナの影響で世界各国が経済対策、それとコロナ対策について取り組んでいる中で、日本国内でも只見町のような小さな町村でも、このコロナの影響が非常に大きく出ております。そういった意味で、特にお年寄りを中心とした不安のご意見、それ

から若い人達につきましては収入が昨年から比べて落ち込んでいるという非常に厳しい環境の中で、コロナ対策に向けて取り組んでいかなければならない行政、それから議会の皆様方につきまして、いろんな形で今回はご意見をいただきました。

まだまだ、新しい薬や、そういったものができないうちは安心した形でコロナは収束しないと考えられます。ただ、そういったところにつきましては、国や国連のそういった機関にお任せする中で、私達、小さな町村としては、この地域を守るために議会の皆様方と、職員と、一生懸命努力をしながら、それに立ち向かっていきたいというふうに考えております。

今後とも、只見町発展のためにご支援とご協力をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。6月会議の閉会にあたりまして一言御礼の言葉を申し上げます。

ほんとうにありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は4日間という期間でありましたが、慎重審議をいただきまして日程どおり全て終了することができました。ありがとうございました。

一般質問並びに議案審議の中で、各議員から厳しい意見や提案が出されているところではありますが、当局におかれましては出されました意見あるいは提案に特に留意をされ、町政伸展のために今後とも努力されますことをお願いいたします。

議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなります。健康には十分注意され、益々ご活躍いただきますことをお願いいたしまして御礼の挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 4 時 1 6 分)

